

平成26年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式 3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成26年度自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度
	中期目標期間	平成23年4月1日～平成27年3月31日

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<p>独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<ul style="list-style-type: none"> ・旧門司事務所の福岡センターとの統合 ・相談窓口業務の見直し

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成している。	(参考) 中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		A	A	A	
評定に至った理由	実績がなく評価を実施しなかった中項目を除く全ての中項目がBであり、また、法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項も無かったことから農林水産省の評価基準に基づき総合評価はB評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	肥料関係業務、土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視業務、登録認定機関等に対する調査等の業務、日本農林規格の見直し等に係る業務、リスク管理に資するための有害物質の分析業務、情報提供業務等の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務を遂行することができたことから、計画のとおり順調な組織運営を行っているとして評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成26年度自己評価 項目別評価総括表

中期目標（中期計画）	年度評価*					項目別調 書No.	備考
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料関係業務(第 2-2(1))	A	A	A	B		第 2-2(1)	
土壌改良資材関係業務(第 2-2(4))	A	A	A	B		第 2-2(4)	
農薬関係業務(第 2-2(2))	A	A	A	B		第 2-2(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務(第 2-2(3))	A	A	A	B		第 2-2(3)	
食品表示の監視業務(第 2-3(1))	A	A	A	B		第 2-3(1)	
JAS 法に基づく立入検査等(第 2-3(3))	A	A	A	B		第 2-3(3)	
登録認定機関等に対する調査等の業務(第 2-3(2))	A	A	A	B		第 2-3(2)	
JAS 規格の見直し等に係る業務(第 2-3(4))	A	A	A	B		第 2-3(4)	
国際規格に係る業務(第 2-3(5))	A	A	A	B		第 2-3(5)	
リスク管理に資するための有害物質の分析業務(第 2-4)	A	A	A	B		第 2-4	
カルタヘナ担保法関係業務(第 2-5)	—	—	—	—		第 2-5	
情報提供業務の的確な実施(第 2-1(2))	A	A	A	B		第 2-1(2)	
検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上(第 2-1(3))	A	A	A	B		第 2-1(3)	
国際協力業務(第 2-6)	A	A	A	B		第 2-6	
食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応(第 2-1(1))	A	A	A	B		第 2-1(1)	
調査研究業務の充実(第 2-1(4))	A	A	A	B		第 2-1(4)	
情報セキュリティ対策の推進(第 2-1(5))	A	A	A	B		第 2-1(5)	

中期目標（中期計画）	年度評価*					項目別調 書No.	備考
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
効率的な組織体制の確保と適正な要員配置(第 1-1(1))	A	A	A	B		第 1-1(1)	
管理部門の簡素化(第 1-1(2))	A	A	A	B		第 1-1(2)	
業務運営コストの削減(第 1-1(8))	A	A	A	B		第 1-1(8)	
人件費の削減等(第 1-1(9))	A	A	A	B		第 1-1(9)	
透明性の確保(第 1-1(6))	—	—	—	—		第 1-1(6)	
契約の点検・見直し(第 1-1(5))	B	A	B	B		第 1-1(5)	
農業生産資材の安全等の確保に関する業務(第 1-2(1))	A	A	A	B		第 1-2(1)	
農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務(第 1-2(2))	A	A	A	B		第 1-2(2)	
調査研究業務(第 1-2(3))	A	A	A	B		第 1-2(3)	
情報提供業務(第 1-2(4))	A	A	A	B		第 1-2(4)	
関係機関との連携(第 1-2(5))	A	A	A	B		第 1-2(5)	
III. 財務内容の改善に関する事項							
自己収入の確保(第 1-1(3))	A	B	A	B		第 1-1(3)	
保有資産の見直し等(第 1-1(4))	A	A	A	B		第 1-1(4)	
IV. その他の事項							
内部統制の充実・強化(第 1-1(7))	A	A	A	B		第 1-1(7)	
予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組（第 3-1）	A	A	A	B		第 3-1	
法人運営における資金の配分状況（第 3-2）	A	A	A	B		第 3-2	

短期借入金の限度額 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み (第4-1)	-	-	-	-		第4-1													
不要財産又は不要財産となること が見込まれる財産の処分に関する 計画 資産の売却額の国庫返納 (第5-1)	A	-	-	-		第5-1													
堺ほ場の国庫返納 (第5-2)	A	A	-	-		第5-2													
剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計 画に定めた使途に充てた結果、 当該事業年度に得られた成果 (第6)	-	-	-	-		第6-1													
その他主務省令で定める業務運 営に関する事項 施設及び設備に関する計画 (第7-1)	A	A	A	B		第7-1													
職員の人事に関する計画 (第 7-2)	A	A	A	B		第7-2													
積立金の処分に関する事項 (第 7-3)	A	A	A	B		第7-3													

*平成23年度から平成25年度評価にあつては、旧基準に基づき行った農林水産省独立行政法人評価委員会の評定である。

様式 1-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成26年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2-(1)	肥料関係業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号及び第2項第3号 肥料取締法（昭和25年法律第127号）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	－			23年度	24年度	25年度	26年度	－
①肥料の登録等申請に係る調査結果の報告期間	20 業務日以内	100%	100% (1,163/1,163)	100% (1,030/1,030)	100% (904/904)	100% (899/899)				予算額（千円）	83,525	75,376	68,494	68,861
②仮登録肥料に係る肥効試験結果の報告期間	1年以内	100%	100% (1/1)	－	100% (2/2)	100% (1/1)				決算額（千円）	59,972	86,855	74,742	78,870
③肥料取締法に基づく立入検査結果の報告期間	36 業務日以内	100%	100% (404/404)	100% (539/539)	100% (532/532)	100% (534/534)				経常費用（千円）	561,069	575,514	603,311	683,561
④肥料原料用の肉骨粉等に係る検査と適合する製造事業場の公表	公表の実施	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				経常利益（千円）	1,618	1,015	2,010	1,127
⑤ア「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等	普及・指導等の実施	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				行政サービス実施コスト（千円）	654,635	645,271	658,459	706,379
イ未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等	情報の収集・整理等	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				従事人員数	56	58	61	62

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
							評価

	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 肥料関係業務の実施</p> <p>項目別評定（以下「中項目の評定」という。）は、中項目の評定よりさらに細分化した小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の標語により行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。</p> <p>ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる場合にはS評定とすることができる。</p> <p>A：基準点×12/10 ≤ 各小項目の合計点 B：基準点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×12/10 C：基準点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×9/10 D：各小項目の合計点 < 基準点×5/10点</p> <p>※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。 （中項目の評定にあたっては以下同様。）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目6（項目）×2点（B）＝12点 B：基準点（12）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（12）<基準点（12）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>				
<p>① 肥料の登録等申請に係る調査は、その申請に係る調査の質を向上させつつ実施し、その結果を申請受付から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>① 肥料の登録等申請に係る調査は、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、登録調査手引書の利用により質の向上を図る。</p>	<p>① 肥料の登録等申請に係る調査については、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 登録申請業者に対してホームページに掲載した「肥料登録申請の手引き」の活用を促進するとともに、公定規格（肥料の種類）の解説の活用等により利便性を向上させ、また、これらについて最新情報となるように見直し、改訂を行う。</p> <p>イ 登録調査に当たっては、「登録調査手引書」を活用し、安全に係る項目の迅速な調査を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇肥料の登録等申請に係る調査結果の報告期間（20業務日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数） <p>S：法人の活動により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）</p> <p>A：法人の活動により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 登録等申請に係る調査については、899件実施し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率100%(899/899)】</p> <p>ア 登録申請業者からの相談に対しホームページに掲載している登録申請の手引きを利用して説明を行うなど、手引きの活用の促進を図った。また、平成26年度に普通肥料の公定規格等が改正されたことから、ホームページに掲載している「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格等を定める等の件」の改訂を行った。</p> <p>イ 登録調査に当たっては、登録調査手引書を活用するとともに、公定規格の改正に係る肥料について安全に係る項目等のリストを追加し、迅速な調査を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

			<p>度目標値の120%以上)</p> <p>B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満)</p> <p>C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満)</p> <p>D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合)</p> <p>（〈主な定量的指標〉として定量的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。）</p>			
<p>② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に肥効試験の結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、計画的な肥効試験を実施し原則として1年以内に試験結果を取りまとめて、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 仮登録肥料に係る肥効試験については、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、農林水産省と共同で昨年度に策定した「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」に基づき計画的な試験を実施するとともに、必要に応じて申請者に対して手順等の説明を行う。</p> <p>なお、報告書の作成に当たり、試験結果に公正を期すため、外部の有識者から意見を聴き、と</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇仮登録肥料に係る肥効試験結果の報告期間（1年以内）</p> <p>・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/試験件数）</p>	<p>② 仮登録肥料に係る肥効試験については、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」に基づき、農林水産省と協議のうえで次のとおり1件実施し、1年以内に試験結果を取りまとめて農林水産大臣に報告した。【処理率100%(1/1)】</p> <p>ア 施肥設計等を考慮し、仮登録肥料と同等の肥料を対照に用いた肥効試験（ポット試験1件）を行った。</p> <p>イ 肥効試験結果については、外部の有識者5名を含めた肥料評価検討会を書面で開催して意見を聴取し、報告書としてとりまとめた。</p> <p>ウ 「肥料取締法に基づく公定規格等の設</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

		りまとめを行う。		定・見直しに係る標準手順書」について申請業者(7件)に説明を行った。	
③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 肥料取締法に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、立入検査実施方針に基づき、立入検査の結果は適正に評価を行い、評価結果を速やかに被検査者に通知するとともに、品質管理等に改善を要する事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。 イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、肥料の安全を確保するため有害成分を優先的に分析するとともに、業務の進行管理を適切に行う。	<主な定量的指標> ◇肥料取締法に基づく立入検査結果の報告期間(36業務日以内) ・標準処理期間内の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	③ 肥料取締法に基づく立入検査については、534件を実施し、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率100%(534/534)】 ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、平成26年度肥料立入検査実施方針に基づき、各検査事業場の品質管理について評価シートを利用した評価を行い、検査結果の講評を速やかに被検査者に通知した。また、公定規格に定める有害成分の基準値を超えた事業場(4件)、品質管理に改善を要する事項が認められた事業場(24件)、その他肥料取締法の遵守事項に不備が認められた事業場(8件)に対して、技術的助言を行った。 イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、平成26年度肥料立入検査実施方針に基づき、業務の進行管理を適切に行った。収去品376件の分析・鑑定に当たっては、全て(ア)人畜に有害な成分(ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛)、(イ)その他の有害成分(ニッケル、クロム等)、(ウ)その他の成分(窒素、りん酸等)の優先順位で試験を行った。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。	④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。	④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を行う。 ア 牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。 イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨	<その他の指標> ◇肥料原料用の肉骨粉等に係る検査と適合する製造事業場の公表 S: - A: 難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。 B: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。) C: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する	④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を実施した。 ア 牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場(13事業場)については、全て製造基準適合確認検査を実施し、検査結果の概要に適合を付して農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。 イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(54事業場)に対して	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 計画のとおり肥料原料用の肉骨粉等に係る検査を実施し、適合する製造事業場を公表しており、目標の水準を満たしている。

		粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	事項を除く。) D:目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。(〈その他の指標〉として定性的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。)	製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページで公表した。	
⑤ 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。 ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導を実施する。	⑤ 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。 ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」について、普及・指導するため、次に掲げる事項を実施する。 (ア) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」についての講習会の開催、立入検査時等における内容の説明等 (イ) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の実施状況等を調査し改良点の抽出	⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行う。 ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、次の取組を行う。 新たに汚泥肥料の登録を受ける生産業者に対して「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の内容の周知、汚泥肥料生産業者からの依頼に応じた個別講習、汚泥肥料生産事業場への立入検査時における品質管理等の普及・指導を行う。	<その他の指標> ◇「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等	⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者(27件)に対して、内容の周知を行うとともに、汚泥肥料生産事業場への立入検査(331件)時に、品質管理等の普及・指導を行った。またQ&Aを作成し、ホームページに掲載し利用の便を図った。 なお、汚泥肥料生産業者から個別講習の依頼はなかった。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等を実施しており、目標の水準を満たしている。
イ 公定規格の改正に資するため、未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等を行う。	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ農林水産省に報告する。 (ア) 未利用資源の肥料利用に関する情報	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ、農林水産省に報告する。 (ア) 未利用資源の肥料利用に関する情報 (イ) 事業場における品質管理	<その他の指標> ◇未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理を行い、農林水産省に報告した。 (ア) 未利用資源の肥料利用に関する情報として、公定規格改正等の要望がある事業者等に対して現地調査(1件)を実施し、事業者等の技術情報等について取りまとめ報告した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等を実施しており、目標の水準を満た

	(イ) 事業場における品質管理向上のためのガイドラインの作成に資する情報	<p>向上のためのガイドラインの作成に資する情報</p> <p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、肥料等の放射性セシウムの測定を適切に実施する。</p>		<p>(イ) 事業場における品質管理向上を目的としたガイドラインの作成に資するため、肥料生産に関する情報として、汚泥肥料以外の肥料生産事業場における品質管理を評価するシートを作成し、調査を行った結果を取りまとめ報告した。</p> <p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、たい肥等の放射性セシウム測定を79件実施し、農林水産省に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たい肥（牛ふんたい肥等） 3件 ・汚泥肥料 76件 計 79件 	している。	
--	--------------------------------------	---	--	--	-------	--

4. その他参考情報						
表 2-2-(1)-1 参照						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2-(4)	土壌改良資材関係業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条第1項第7号及び第2項第7号 地力増進法（昭和59年法律第34号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
地力増進法に基づく立入検査結果の報告期間	30 業務日以内	100%	100% (28/28)	100% (30/30)	100% (30/30)	100% (31/31)			予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）	第2-2-(1)に含む			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○土壌改良資材関係業務</p> <p>中項目の評価は、小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≦ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評価
地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただ	地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に	地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告するため、業	<p><主な定量的指標></p> <p>◇地力増進法に基づく立入検査結果の報告期間（30業務日以内）</p> <p>・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を適正に31件実施し、集取品20件の試験については、月ごとに集中して本部で試験を実施し、検査項目に応じてまとめて分析することにより迅速化を図るとともに、業務</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>し、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>報告する。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>務の進行管理を適切に行う。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。</p>		<p>の進行管理を適切に実施することにより、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者(7件)に対して技術的助言を行った。</p> <p>なお、VA菌根菌資材について集取はなかった。【処理率100%(31/31)】</p>		
---	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

<p> </p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2-(2)	農薬関係業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
①ア 農薬の登録検査結果の報告期間	基準の設定が必要な農薬：1年4ヶ月以内 それ以外：10.5ヶ月以内	100%	設定要 100% (133/133) それ以外 100% (1,358/1,358)	設定要 100% (175/175) それ以外 100% (1,236/1,236)	設定要 100% (195/195) それ以外 100% (1,101/1,101)	設定要 100% (123/123) それ以外 100% (1,075/1,075)			予算額（千円）	167,594	151,243	137,439	138,175
イ 農薬の登録申請に係る検査結果の報告書を作成・公表	報告書を作成・公表	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			決算額（千円）	115,476	92,172	185,841	154,481
②ア 農薬取締法に基づく立入検査結果の報告	25 業務日以内	100%	100% (80/80)	100% (73/73)	100% (74/74)	100% (72/72)			経常費用（千円）	658,752	672,004	1,040,799	1,093,873
イ 農薬取締法の集取品の分析結果の報告	60 業務日以内	100%	100% (23/23)	100% (25/25)	100% (24/24)	100% (22/22)			経常利益（千円）	247	190	511	259
③ア GLP 制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間	30 業務日以内	100%	100% (23/23)	100% (20/20)	100% (21/21)	100% (16/16)			行政サービス実施コスト（千円）	800,979	794,016	1,139,890	1,150,803
イ 国際会議等への反映とその結果の活用	国際会議等への反映とその結果の活用	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			従事人員数	61	65	99	94
④ 農産物中の農薬の残留状況に関する調査分析の実施	調査分析の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標> ○農薬関係業務 中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目7(項目)×2点(B)=14点 B:基準点(14)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(14)<基準点(14)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評定
<p>① 農薬の登録検査 ア 農薬の登録申請に係る検査については、農薬の安全性の向上のために改定したテストガイドラインに基づいて新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加している中で、検査精度の維持を図りつつ、以下の期間内に農薬登録検査等を実施する。 ・ 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内 ・ 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内</p>	<p>① 農薬の登録検査 ア 農薬の登録申請に係る検査については、農薬の安全性の向上のために改定したテストガイドラインに基づいて新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加している中で、検査精度の維持を図りつつ、以下の期間内に農薬登録検査等を実施し、その結果を農林水産大臣に報告する。ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間(申請者側期間)及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間(リスク評価等期間)は、検査期間に含まないものとする。 ・ 農薬取締法第3条第</p>	<p>① 農薬の登録検査については、次の取組を行う。 ア 農薬の登録申請に係る検査については、以下の期間内に農薬登録検査等を実施し、農林水産大臣に結果を報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間(申請者側期間)及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間(リスク評価等期間)は、検査期間に含まないものとする。 (7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内</p>	<p><主な定量的指標> ◇農薬の登録検査結果の報告期間(基準の設定が必要な農薬:1年4か月以内それ以外:10.5か月以内) ・ 標準処理期間内の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/報告件数)</p>	<p><主要な業務実績> ① 農薬の登録申請に対して、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る検査業務の進行管理については、毎月2回検査進行管理表を更新し、各検査担当課が検査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月毎に検査進行状況の定期点検を行った。 平成26年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,236件の検査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農薬の検査指示は572件であった。平成26年度内に農林水産大臣に報告した123件は全て目標期間である1年4か月以内に報告した。【処理率100%(123/123)】 また、基準の設定が不要な農薬の検査指示は1,664件であった。平成26年度内に報告した1,075件は全て目標期間である10.5か月以内に報告した。【処理率100%(1,075/1,075)】 なお、現在検査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 (表2-2-(2)-1参照)</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内 ・ 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内				
イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。	イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。	イ 農薬の検査結果に係る報告書を農林水産省と共同で作成し、公表する。	<その他の指標> ◇農薬の登録申請に係る検査結果の報告	イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の程度を評価した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、フルキサピロキサド、フルオピラム、ヘキサジノン、トブラメゾン、エタボキサムについて農林水産省と共同で審査報告書を作成し、農林水産省のホームページへ公表した。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり農薬の登録申請に係る検査結果の報告書を作成・公表しており、目標の水準を満たしている。
② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	② 農薬取締法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を、以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	<主な定量的指標> ◇農薬取締法に基づく立入検査結果の報告期間（25 業務日以内） ・ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	② 農薬取締法に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い 72 製造場に対して適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。 ア 72 製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で目標期間である立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率 100%(72/72)】	<評定と根拠> 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、所期の目標を達成している。
イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内 ただし、集取品の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。	イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。	イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。	<主な定量的指標> ◇農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間（60 業務日以内） ・ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/集取件数）	イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬 22 点の分析結果については、全て目標期間である集取後 60 業務日以内に報告した。 なお、平成 25 年度末に集取し、平成 26 年度に報告した 10 点についても全て 60 業務日以内に報告を行った。【処理率 100%(22/22)】	<評定と根拠> 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、所期の目標を達成している。
③ 農薬の登録検査に附帯する業務	③ 農薬の登録検査に附帯する業務	③ 農薬の登録検査に附帯する業務	<主な定量的指標> ◇GLP 制度に基づく適合試験	③ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア GLP 制度に基づく適合試験機関の査察 16	<評定と根拠> 評定： B

<p>ア 優良試験所規範 (GLP) 制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後 30 業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。</p>	<p>ア GLP 制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後 30 業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。</p>	<p>ア GLP 制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後 30 業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>機関の査察結果の報告期間 (30 業務日以内) ・標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)</p>	<p>件の結果については、全て目標期間である査察終了後 30 業務日以内に報告した。 【処理率 100%(16/16)】</p>	<p>根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、所期の目標を達成している。</p>
<p>イ センターに蓄積された技術的知見を国際会議等の場に反映させるとともに、得られた結論を我が国の登録検査等に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。</p>	<p>イ OECD による新たなテストガイドラインの策定や GLP 制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の国際会議において、技術的知見に基づき我が国の意見が反映されるように支援するとともに、国際会議の結果を我が国の農薬登録検査に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。</p>	<p>イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、本年度に開催が予定されている国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行う。 (ア) OECD GLP 作業部会に出席し、GLP 制度の見直し等に関する議論に対応する。 また、本年度予定されている英国 GLP 査察当局に対する現地評価に評価メンバーとして参加する。 (イ) OECD 農薬作業部会及びコーデックス残留農薬部会については、出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行う。 なお、国際会議の結果を受け、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行う。 (ウ) 国際農薬分析法協議会 (CIPAC) に職員を出席し、農薬の分析法等検討の議論に参加する。 ウ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行う。 (ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量 (イ) 農薬の作業員一日許容量 (AOEL) 及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入にむけた検討</p>	<p><その他の指標> ◇技術的知見の国際会議等への反映とその結果の活用</p>	<p>イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行った。 (ア) OECD GLP 作業部会については、2 名を専門家として第 28 回会合に出席させ、GLP の国際調和に関する議論に参加させた。 また、英国 GLP 査察当局に対する現地評価については、センター職員 1 名とポルトガル査察当局の職員 1 名が評価チームとなり、センター職員がチームリーダーとして当局間の連絡調整等の中心的役割を果たすとともに、ポルトガルと協力して現地での評価の実施、報告書の作成等を行った。 (イ) OECD 農薬作業部会及びコーデックス残留農薬部会については、出席する農林水産省の職員に対して、会議資料等を技術的観点から検討し、OECD 農薬作業部会生物農薬ステアリング会合における二次代謝物プロジェクトへの対応、OECD 農薬作業部会における圃場試験ガイダンス文書案へのコメント等、センターの技術的知見に基づき支援を行った。 なお、国際会議の結果については、農林水産省で開催された報告会を踏まえ、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行った。 (ウ) 国際農薬分析法協議会 (CIPAC) については、職員 2 名を第 58 回会合に出席させ、分析法等の検討の議論に参加させた。 ウ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり国際会議等において我が国の意見が反映されるよう技術的知見による支援の実施及びその結果の活用を検討しており、目標の水準を満たしている。</p>

					<p>った。</p> <p>(ア) 農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、平成26年度に新たに分析対象として追加された農薬に係る分析法の確立と妥当性確認を行うとともに、都道府県から送付された蜜蜂試料について農薬の定量分析を行った。また、これら分析法の確立と妥当性確認の結果及び分析結果を農林水産省に報告した。</p> <p>(イ) 農林水産省の要請に基づき、農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けて、農林水産省が示した農薬の散布形態区分に、現在登録されている様々な農薬の使用方法を分類し、当該区分の妥当性の検証を行った。また、現状と課題を整理するとともに、登録検査用資料作成等の課題についての検討を開始した。</p>	
④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下での確かつ迅速に実施する。	④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下での確かつ迅速に実施する。	④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行う。 ア 農林水産省の実施計画に基づき、農産物中の残留農薬の分析を実施するとともに、その結果を農林水産省へ迅速に報告する。 イ 農産物の収穫時期、分析対象農薬がそれぞれ異なる中で調査分析業務を迅速かつ効率的に実施するため、必要に応じて、分析を行う地域センター等間で調査試料の集約化、平準化等を行う。	<その他の指標> ◇農産物中の農薬の残留状況に関する調査分析の実施	④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行った。 ア 農林水産省の実施計画に基づき、以下の農産物について残留農薬の分析を行い、分析結果は農林水産省へ迅速に報告した。 ・野菜・果実類 951件 ・米穀 51件 計 1,002件 イ 分析業務を迅速かつ効率的に実施するため、分析対象農薬のうち特定の農薬について担当地域センターを決め、集約化等を図った。また、分析要員の教育訓練及び迅速かつ効率的な分析のための検証試験を行った。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり農産物中の農薬の残留状況に関する調査分析を実施しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報

②主要なインプット情報の従事人員数について、平成24年度から平成25年度に65名から99名と34名増員しているが、リスク管理業務の人員としていたものを農薬業務の人員とする再編を行ったものであり、業務実績に変更はない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-2-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条第 1 項第 7 号、第 8 号、第 9 号及び第 10 号並びに第 2 項第 5 号及び第 6 号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—			23年度	24年度	25年度	26年度	—
①ア 基準・規格、検討資料の妥当性調査の実施	調査の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				予算額（千円）	167,790	133,805	121,589	122,241
イ モニタリング検査の実施と公表	モニタリング検査の実施と公表	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				決算額（千円）	211,821	177,064	206,053	174,343
②飼料添加物の検定及び表示の処理期間	20 業務日以内	100%	100% (216/216)	100% (190/190)	100% (197/197)	100% (180/180)				経常費用（千円）	819,109	877,717	858,850	947,089
③ア 製造設備等の検査並びに技術的指導の実施	製造設備等の検査並びに技術的指導の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				経常利益（千円）	18,429	18,358	17,396	9,091
イ 抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等の実施	検査等の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				行政サービス実施コスト（千円）	897,635	938,274	896,541	938,414
ウ 動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査及び結果の公表	公表の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				従事人員数	72	79	77	77
エ 特定飼料等製造業者等の登録等の申請に係る検査期間	特定飼料製造業者：50 業務日以	100%	100% (2/2)	—	100% (1/1)	100% (3/3)								

	内、規格設定飼料製造業者:40 業務日以内									
オ 輸出する飼料等の検査等の実施	検査等の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				
④ア 飼料安全法に基づく立入検査結果の報告期間	25 業務日以内	100%	100% (530/530)	100% (580/582)	100% (555/555)	100% (505/505)				
イ 飼料安全法に基づく収去品の試験結果の報告期間	分析・鑑定試験の終了:20 業務日以内、報告:試験終了から 15 業務日以内	100%	100% (802/802)	100% (846/846)	100% (819/819)	100% (732/732)				
⑤ア ペットフード安全法に基づく立入検査及び質問の結果の報告期間	30 業務日以内	100%	100% (67/67)	100% (72/72)	100% (63/63)	100% (65/65)				
イ ペットフード安全法に基づく集取品の試験結果の報告期間	分析・鑑定試験の終了:30 業務日以内、報告:試験終了から 20 業務日以内	100%	100% (38/38)	100% (48/48)	100% (34/34)	100% (33/33)				
⑥ OIE コラボレーティング・センターとしての取組	OIE コラボレーティング・センターとしての取組	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<主な定量的指標> ○飼料及び飼料添加物関係業務 中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み	<評価と根拠> 評価: B 根拠: ◇小項目13(項目)×2点(B)=26点 B: 基準点(26)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(26) < 基			

			上げにより行うものとする。	準点(26) × 12 / 10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。	
① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料の妥当性について、調査を適切に実施する。	① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料の妥当性の調査を、農林水産省の要請に応じて適切に実施する。	① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行う。 ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料等の妥当性の調査を、農林水産省の要請に応じて適切に実施する。	<その他の指標> ◇基準・規格、検討資料の妥当性調査の実施	<主要な業務実績> ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行った。 ア 農林水産省からの要請について次のとおり実施した。 (ア) 25-ヒドロキシコレカルシフェロール及びバチルス サブチルスの成分規格設定案について、農林水産省より科学的妥当性の調査を求められ、試験法の検証等を実施し農林水産省へ報告した。 (イ) L-カルニチン及びフィターゼの成分規格設定案について、農林水産省より科学的妥当性の調査を求められ、試験法の検証等を開始した。(平成27年度継続)	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり基準・規格、検討資料の妥当性調査を実施しており、目標の水準を満たしている。
イ 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査を実施し、その結果を事業年度ごとにとりまとめて公表する。	イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの他、飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査は、過去の検査結果や国内外における飼料安全性に関する動向等を踏まえ、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、モニタリング検査の延べサンプル数を年度計画に定めて実施する。 モニタリング検査の結果は、事業年度ごとに	イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」(平成22年12月22日公表)に基づく年次計画(以下「サーベイランス・モニタリング計画」という。)により実施するもの並びに飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定を延べサンプル点数として1,600点以上実施する。 モニタリング検査の結果を事業年度ごとにとりまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等による汚染状況に	<その他の指標> ◇有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査の実施と公表	イ 飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定のモニタリング検査については、サーベイランス・モニタリング計画により実施したものを含め次のとおり実施した。 ・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査 177点 ・有害物質の基準適合検査 1,382点 ・病原微生物の基準・規格適合検査 321点 ・肉骨粉等の分析・鑑定 441点 計 2,321点 モニタリング検査結果については、事業年度ごとにとりまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。 ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査の実施と公表をしており、目標の水準を満たしている。

	取りまとめ、ホームページに公表する。	については、四半期ごとに取りまとめて公表する。 ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、飼料等の放射性セシウム実態調査を適切に実施する。		の対応として、牧草及び飼料原料の放射性セシウム測定を 199 件実施し、農林水産省に報告した。 ・牧草 6 件 ・飼料原料 193 件 計 199 件	
② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に処理する。 また、検定業務の適切な実施に資するため、登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を実施する。	② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から 20 業務日以内に処理する。 また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎事業年度 1 回調査を実施するとともに、必要に応じて検定精度の管理等について技術的指導を行う。	② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から 20 業務日以内に処理するため、業務の進行管理を適切に行う。 また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要に応じて検査技術・検定精度の管理等について技術的指導を行う。 ア 農林水産省の依頼に基づき検定実績のある登録検定機関に対する調査を 1 回実施するほか、必要に応じて調査を実施する。 イ 登録検定機関ほか飼料製造業者等が実施する「飼料の共通試料による分析・鑑定」において、データ解析等により技術的指導を行うとともに、登録検定機関の検定業務に係る技術水準を確認する。	<主な定量的指標> ◇飼料添加物の検定及び表示の処理期間(20 業務日以内) ・標準処理期間内の処理率:100%(標準処理期間内処理件数/申請件数) ・依頼数に対する調査実施率:100%(調査件数/依頼件数)	② 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請 180 件について受理した日から 20 業務日以内に全て処理を行った。【処理率 100%(180/180)】 なお、飼料に係る申請はなかった。 また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要な技術的指導を行った。 ア 検定実績のある登録検定機関 1 機関(1 事業所)に対する調査を実施した。【処理率 100%(1/1)】 イ 登録検定機関 6 機関(7 事業所)を対象として共通試料による共同試験を 1 回実施し、検定業務に係る技術水準を確認した。そのうち、2 機関(2 事業所)に対して技術的指導を実施した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 標準処理期間内の処理率は 100%であり、所期の目標を達成している。
③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、製造・品質管理の高度化に関	③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関	③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行う。 ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物	<その他の指標> ◇飼料及び飼料添加物の製造設備等の検査並びに技術的指導の実施	③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行った。 ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 計画のとおり飼料及び飼料添加物の製造設備等の検査並びに技術的指導を実施しており、目標

<p>する調査、指導等を実施する。</p> <p>また、特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者の登録等の検査については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了する。</p> <p>さらに、依頼に応じて輸出する飼料等の製造・品質管理に関する検査等を実施する。</p>	<p>る調査、指導等を実施する。</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p>	<p>用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p> <p>さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p>		<p>を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等について、有害物質又は病原微生物に係る検査 1,703 件、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入防止に係る検査 441 件及び抗菌性物質に関する基準・規格に係る検査 177 件を行い、飼料製造業者に対し管理の高度化に係る技術的指導を行った。</p> <p>また、収去品の検査の結果、1 事業者 1 銘柄で抗菌性物質に係る基準・規格に抵触する事例があり、技術的指導を行った。</p> <p>さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して 6 回発信した。</p>	<p>の水準を満たしている。</p>
	<p>イ 抗菌剤 GMP ガイドラインに基づく申請に応じて、抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>イ 抗菌剤 GMP ガイドラインに基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を 50 業務日と定め、当該標準処理期間内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行い実施する。</p>	<p><その他の指標> ◇抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等の実施</p>	<p>イ 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤 GMP ガイドライン」という。）に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請 54 件に対して全て標準処理期間（50 業務日）以内に処理を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

	<p>ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>＜その他の指標＞ ◇動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査及び結果の公表</p>	<p>ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等として、次に掲げる業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場 240 箇所について、製造・品質管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた製造事業場 10 箇所をホームページに公表した。 ・ 魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場 182 箇所における管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた輸入業者 22 業者をホームページに公表した。 ・ ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を 45 箇所に対して実施し、製造基準に適合すると認められた事業場 45 箇所をホームページに公表した。 	<p>＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査及び結果の公表を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>
	<p>エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間をそれぞれ 50 業務日及び 40 業務日とし、当該標準処理期間内に検査を終了する。</p>	<p>エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、中期計画で定めた標準処理期間である 50 業務日及び 40 業務日以内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行い実施する。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ◇特定飼料等製造業者等の登録等の申請に係る検査期間（特定飼料製造業者：50 業務日以内、規格設定飼料製造業者：40 業務日以内） ・ 標準処理期間内の実施率：100%（標準処理期間内処理件数／申請受付件数）</p>	<p>エ 特定飼料等製造業者の登録の更新の申請に係る検査 2 件及び変更登録の申請に係る検査 1 件について、業務の進行管理を適切に行い、50 業務日以内で終了した。 【処理率 100%(3/3)】</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	オ 依頼に応じて、輸出する飼料等の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認する。	オ 依頼に応じて、輸出する飼料等の輸出先国の製造基準等に適合するかの確認、「エコフィールド認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」(平成 21 年 3 月 6 日付け 20 消安第 11555 号・20 生畜第 1737 号農林水産省消費・安全局長及び生産局長通知)に基づく確認等の検査を実施する。	<その他の指標> ◇輸出する飼料等の検査等の実施	オ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準適合確認検査を 25 件実施した。またエコフィールド認証制度に係る確認等の検査 3 件を実施し、申請者に対して結果を通知した。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり輸出する飼料等の検査等を実施しており、目標の水準を満たしている。
④ 飼料安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	④ 飼料安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	④ 飼料安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	<主な定量的指標> ◇飼料安全法に基づく立入検査結果の報告期間(25 業務日以内) ・標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	④ 飼料安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査 505 件について、25 業務日以内に報告した。【処理率 100%(505/505)】	<評定と根拠> 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。
イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、試験が終了した日から 15 業務日以内	イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を 20 業務日とし、試験が終了した日から 15 業務日以内	イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、中期計画で定めた 20 業務日以内に分析・鑑定試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から 15 業務日以内	<主な定量的指標> ◇飼料安全法に基づく収去品の試験結果の報告期間(分析・鑑定試験の終了：20 業務日以内、報告：試験終了から 15 業務日以内) ・標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/収去件数)	イ 飼料安全法の収去品の試験は、20 業務日以内に 732 件全て終了した。 また、収去品の試験結果は、試験が終了した日から 15 業務日以内に全て報告した。【処理率 100%(732/732)】	<評定と根拠> 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。
⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア ペットフード安全	⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の	⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア ペットフード安全法の立入	<主な定量的指標> ◇ペットフード安全法に基づく立入検査及び質問の結果の報告期間(30 業務日以内) ・標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、進行管理を適切に行い、立入検査 65 件について 30 業務日以内に全て報	<評定と根拠> 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。

法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内	結果は、立入検査終了後30業務日以内	検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内		告した。【処理率100%(65/65)】	
イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、試験が終了した日から20業務日以内	イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を30業務日とし、試験が終了した日から20業務日以内	イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、中期計画で定めた30業務日以内に分析・鑑定試験を終了するとともに、試験が終了した日から20業務日以内	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ペットフード安全法に基づく集取品の試験結果の報告期間（分析・鑑定試験の終了：30業務日以内、報告：試験終了から20業務日以内）</p> <p>・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/集取件数）</p>	イ ペットフード安全法の集取品の試験は、中期計画で定めた30業務日以内に33点全て終了した。また、集取品の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内に全て報告した。【処理率100%(33/33)】	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
⑥ 国際獣疫事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の取組を行う。	⑥ 国際獣疫事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のための情報の提供・共有 イ 要請に応じて、海外からの研修生の受入や海外への専門家の派遣 ウ 毎年度の活動に関する報告書の作成・OIEへの提出	⑥ 国際獣疫事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 イ OIEの要請に従い、OIEの活動に対する科学的知識や技術的支援のために、海外からの研修生の受入や、海外への専門家派遣等の国際協力を行う。 ウ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を作成し、OIEへ報告する。	<p><その他の指標></p> <p>◇国際獣疫事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとしての取組</p>	⑥ 国際獣疫事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。 ア 平成25年度の輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、農薬などの分析法、かび毒のハザードカード、飼料研究報告の要旨について英訳し、ホームページを通じて国内外に発信し、飼料の安全確保のための情報の提供・共有を行った。 イ 第3回OIEリファレンスラボラトリー国際会議 (Third Global Conference of OIE Reference Centres) に3名を派遣した。 ウ 平成26年度の活動に関する報告書を作成し、OIEへ提出した。	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおりOIE コラボレーティング・センターとしての取組を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

4. その他参考情報

表 2-2-(3)-1~2 参照

様式 1-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成 26 年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-3-(1)	食品表示の監視業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条第 1 項第 3 号及び第 5 号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
①食品表示の科学的検査の実施	6,000 件以上	100%以上	102% (6,127/6,000)	103% (6,181/6,000)	102% (6,145/6,000)	102% (6,091/6,000)	—		予算額（千円）	241,649	218,074	198,163	199,225
②食品表示 110 番を通じて寄せられる情報の関係部局への回付	情報の関係部局への回付	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	—		決算額（千円）	108,626	159,711	141,435	146,223
									経常費用（千円）	1,219,923	1,236,974	1,213,307	1,429,052
									経常利益（千円）	△599	△477	△240	△317
									行政サービス実施コスト（千円）	1,371,189	1,350,067	1,279,109	1,442,114
									従事人員数	128	129	127	134

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○食品表示の監視業務</p> <p>中項目の評定は、小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目 2（項目）× 2 点（B）= 4 点</p> <p>B：基準点（4）× 9 / 10 ≤ 各小項目の合計点（4） < 基準点（4）× 12 / 10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評定
① 食品表示の科学的検査を毎事業年度 6,000 件以上実施し、不適正表示が認められた場合には、農林水産省関係部局に情報を回付するとともに、農林水産大	① DNA 分析、元素分析、安定同位体比分析等の食品表示の科学的検査を、農林水産省と調整の上、毎事業年度 6,000 件以上行う。検査の結果、不適正表示が認められた場合には、速	① 食品表示の科学的検査については、6,000 件以上の検査を適切に実施することとし、その中で次の取組を行う。 ア 食品の産地表示に関する検査は、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行	<p><主な定量的指標></p> <p>◇食品表示の科学的検査の実施（6,000 件以上）</p> <p>・実施率：100%（実施件数 / 6,000 件）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 食品表示の監視業務については、次の取組を行いつつ、科学的検査を生鮮食品 1,218 件、加工食品 4,873 件、合計 6,091 件実施した。その結果、生鮮食品 74 件、加工食品 77 件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。【実施率 102%(6,091/6,000)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：6,000 件に対する実施率は 102%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>臣の指示があった場合には、立入検査を適正に実施する。</p>	<p>やかに農林水産省関係部局に情報を回付する。また、農林水産大臣の指示があった場合には、立入検査を適正に実施する。</p>	<p>う地域センター等、実施時期等を調整して、900件以上行う。</p> <p>イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査は、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して、300件以上行う。</p> <p>なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲において原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行う。</p> <p>ウ 事業者間取引における食品表示の監視は、農林水産省の指示の下、同省が行う調査と連携して実施する。</p>		<p>ア 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,744件実施した。(生鮮食品790件、加工食品954件)</p> <p>その結果、生鮮食品67件、加工食品22件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。(表2-3-(1)-1参照)</p> <p>イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して生鮮食品74件、加工食品306件、計380件実施した。</p> <p>検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものは57件(生鮮食品10件、加工食品47件)あり、分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行った。</p> <p>なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適切な原料使用が疑われた1件について、農林水産省へ報告した。</p> <p>ウ 事業者間取引における食品表示の監視について、農政局地域センター等との連携調査において、生鮮食品159件を入手し、検査を実施し、その結果を農林水産省へ報告した。また、表示内容に疑義があったため行った立入検査等において生鮮食品24件、加工食品9件、計33件を入手し、検査を実施し、その結果を農林水産省へ報告した。</p>		
<p>② 食品表示110番を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報を農林水産省関係部局へ回付する。</p>	<p>② 食品表示110番を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。</p>	<p>② 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。</p> <p>また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応す</p>	<p><その他の指標> ◇食品表示110番を通じて寄せられる情報の関係部局への回付</p>	<p>② 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報50件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ回付し迅速かつ的確に対応した。</p> <p>また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番の情報提供に係る立入検査等を11件(18事業所)実施したほか、食品表示110番の情報提供に係る農林水産省からの依頼分析を</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり食品表示110番を通じて寄せられた情報の関係部局への回付を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

			る。		<p>34 件、その他疑義情報に係る農林水産省からの依頼分析を 5 件実施した。</p> <p>違法な JAS マーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示 110 番等の情報提供に係る立入検査等を 5 件（5 事業所）実施したほか、農林水産省からの食品表示 110 番の情報提供に係る依頼分析を 3 件実施した。</p>	
--	--	--	----	--	--	--

4. その他参考情報						
表 2-3-(1)-2 参照						
予算額は年度計画の「農林物質の検査、指導業務関係経費」を記載						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3-(3)	JAS法に基づく立入検査等の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条第2項第1号 JAS法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
①立入検査職員の選任及び関係機関との連携に留意した立入検査の実施	立入検査の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			予算額（千円）				
②JAS法に基づく立入検査結果の報告期間	3業務日以内	100%	100% (202/203)	100% (144/144)	100% (154/154)	100% (121/121)			決算額（千円）				
									経常費用（千円）	第2-3-(1)及び第2-3-(2)に含む			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○JAS法に基づく立入検査等 中項目の評価は、小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）=4点 B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		<p>評価</p>
JAS法に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を立入検査等の終了後3業務日以内に農林水産大臣	JAS法に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い、次により適正に実施する。 ① 検査能力、経験等を勘案して立入検査職員を適	JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ① 立入検査等を行うに当たっては、当該立入検査等の内容を	<p><その他の指標></p> <p>◇立入検査職員の選任及び関係機関との連携に留意した立入検査の実施</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に行うため、次の取組を行った。 ① 立入検査等を行うに当たって、当該立入検査等の内容により、立入検査員の資格基準、</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B 根拠：計画のとおり立入検査職員の選任及び関係機関との連携に留意した立入検</p>	

<p>に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>切に選任し、農林水産省等関係機関との緊密な連携等に留意して実施する。</p>	<p>考慮して立入検査員を適切に選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に行う。</p>		<p>知識、経験等を考慮して適切に立入検査員を選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に実施した。</p>	<p>査を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	
	<p>② 農林水産大臣から指示された事項を的確に検査し、その結果を立入検査等の終了後 3 業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 立入検査等は、基準文書に基づき適正に実施するとともに、その結果を立入検査の終了後 3 業務日以内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇JAS 法に基づく立入検査結果の報告期間 (3 業務日以内) ・標準処理期間内の報告処理率:100%(標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数)</p>	<p>② 立入検査等については、関係する基準文書に基づき、次のとおり適正に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示内容の疑義に関する立入検査 17 件 (25 事業所)、任意調査 5 件 (13 事業所)、計 22 件 (38 事業所) 及び JAS 格付等の疑義に関する立入検査を 4 件 (4 事業所)、任意調査を 2 件 (5 事業所) を実施し、全ての案件について、3 業務日以内に報告した。 <p>なお、表示内容の疑義に関する立入検査等に対応した製品分析を 49 件及び JAS 格付等の疑義に関する立入検査等に対応した製品分析を 24 件実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農政局地域センター等と連携して任意調査 93 件 (106 事業所) 実施し、全ての案件について、3 業務日以内に報告した。 <p>また、立入検査のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査 1 件 (3 事業所) を実施した。【処理率 100%(121/121)】</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

4. その他参考情報

--

<p>調査は、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査にあっては、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>また、調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省関係部局へ報告し、連携して適切な対応を取る。</p>	<p>ISO/IEC 17011に基づいて適切に実施するため実務経験に応じて資格を付与した調査員が行い、登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査にあっては農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は、調査期間に含めないものとする。</p> <p>また、調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省関係部局へ報告し連携して適切な対応をとる。</p>	<p>を行う。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査は、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は、調査期間に含めないものとする。</p> <p>イ 調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告し、連携して適切に対応する。</p> <p>ウ 登録認定機関に対する調査をISO/IEC 17011に基づいて適切に実施するため、ISO/IEC 17011等に関する内部研修等により、調査員としての資格要件を満たす職員を確保する。また、必要に応じて関係する基準文書の見直しを行う。</p>	<p>果の報告期間(27業務日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/調査指示件数) 	<p>調査並びに定期的調査については、次の取組を行った。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新時における調査(以下「技術上の調査」という。)は、登録認定機関の登録調査1件及び登録の更新時における調査54件について、業務の進行管理を適切に行い全て27業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。【処理率100%(55/55)】</p> <p>なお、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、平成26年度に調査が終了した316件を依頼のあった農林水産省消費・安全局表示・規格課長に報告した。(表2-3-(2)-1参照)</p> <p>イ 調査した全ての案件について、農林水産大臣への報告期日内に確認した結果、登録認定機関は登録基準に適合していた。</p> <p>ウ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修を2回(24名)実施し、調査員及び調査員補としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査技術の維持、向上を図った。また、ISO 9000 審査員研修コースに4名の職員を受講させ、計64名の有資格者を確保した。</p> <p>そのほか、関係基準文書の見直しを行い、「登録認定機関等の調査等業務品質マニュアル」、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査規程」及び、「登録認定機関及び登録外国認定機関の定期的調査規程」等、基準文書の改正を行った。</p>	<p>内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>② 定期的調査は、登録認定機関が認定した事業者(以下「認定事業者」という。)の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、認定業務の現場における調査及びJAS製品の検査を行う。</p>	<p>② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに毎事業年度1回実施する。</p> <p>また、定期的調査においては、立会調査を350件以</p>	<p>② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに1回実施する。</p> <p>また、定期的調査に資するために行う検査等については、次の取組を行うとともに、検査等の結果、適正でない事項を認め</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇登録認定機関の定期的調査の実施(登録認定機関ごとに1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施率：100%(実施件数/登録認定機関数) 	<p>② 定期的調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進行管理表等により認定業務が適切に行われているかを確認するための現場に立ち会って行う調査(以下「立会調査」という。)及びJAS製品の検査(以下「格付品検査」という。)の進捗状況を把握し、計画的に実施した。</p> <p>定期的調査は、年度途中で認定業務を廃止した登録認定機関等(9機関)を除き115機関132事業所(うち、登録外国認定機関25</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：登録認定機関に対する調査の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

		<p>上、JAS 製品の検査を 700 件以上行う。</p>	<p>た場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。</p> <p>ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700 件以上の検査を実施する。</p> <p>イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、350 件以上の調査を実施する。</p>		<p>機関 25 事業所) を対象として、立会調査及び格付品検査と連動して次のとおり各 1 回実施した。【実施率 100%(115/115)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品 13 機関 (18 事業所) ・ 林産物 14 機関 (21 事業所) ・ 生糸・畳表 2 機関 (2 事業所) ・ 生産情報公表牛肉等 13 機関 (13 事業所) ・ 有機農産物等 73 機関 (78 事業所) <p style="text-align: center;">計 115 機関 (132 事業所)</p> <p>事業所調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた 60 機関に対して文書により是正要求を行った。</p> <p>なお、調査結果及び是正状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。</p> <p>ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して 769 件実施し、不適合があった 10 件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品 190 件 ・ 林産物 107 件 ・ 生糸・畳表 5 件 ・ 生産情報公表牛肉等 4 件 ・ 有機農産物等 463 件 <p style="text-align: center;">計 769 件</p> <p>なお、格付品検査の結果、登録認定機関の認定業務に不適合の疑義が生じた 4 件について現地調査を実施し、結果として 1 件の不適合が確認され、登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。</p> <p>イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して 385 件実施し、不適合があった 36 件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品 83 件 ・ 林産物 54 件 ・ 生糸・畳表 5 件 ・ 生産情報公表牛肉等 10 件 ・ 有機農産物等 233 件 		
--	--	--------------------------------	--	--	---	--	--

				計	385 件		
③ 米国農務省全米有機プログラム (NOP) 基準による有機食品の検査認証制度を国内において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査は、ISO/IEC 17011 に関する知見を活用して適切に実施する。	③ 米国農務省全米有機プログラム (NOP) 基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査は、ISO/IEC 17011 に関する知見を活用して適切に実施する。	③ 米国農務省全米有機プログラム (NOP) 基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査については、当該業務が平成 26 年 9 月末で終了するまでの間、農林水産省からの認証機関の調査等の要請があった場合には、適切に調査を実施するとともに、その結果を速やかに農林水産省へ報告する。	<その他の指標> ◇NOP 基準に係る認証機関の認定等の調査の実施	該当する事案はなかった。 なお、NOP 認証機関が行った平成 26 年次の認証実績を取りまとめ、農林水産省に報告した。		<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	

4. その他参考情報

予算額は年度計画の「農林物質の検査、指導業務関係経費」を記載

様式 1-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成 26 年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-3-(4)	JAS 規格の見直し等に係る業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号 JAS 法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
JAS 規格の見直し等に係る調査や原案の検討	JAS 規格の見直し等に係る調査や原案の検討	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			予算額（千円）	248,367	224,136	203,671	204,764
									決算額（千円）	31,196	37,632	30,564	32,991
									経常費用（千円）	236,995	247,685	238,350	270,960
									経常利益（千円）	△112	△77	△23	△59
									行政サービス実施コスト（千円）	283,383	281,625	265,890	286,716
									従事人員数	24	25	25	25

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><主な定量的指標></p> <p>○JAS 規格の見直し等に係る業務</p> <p>中項目の評定は、小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目 1（項目）× 2 点（B）= 2 点</p> <p>B：基準点（2）× 9 / 10 ≤ 各小項目の合計点（2）< 基準点（2）× 12 / 10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>	評定		
農林水産大臣の依頼を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、JAS 規格の見直し等に係る調査や原案の検討を行う。	JAS 規格の見直し等に関し、農林水産大臣からの依頼を受けて行う規格調査や原案の作成は、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づいて適切に行う。また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS 規格	JAS 規格の見直し等に関し、農林水産大臣からの依頼を受けて行う規格調査や原案の作成を「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づいて適切に行う。また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS 法第 15 条の 2 第 2 項に定める同等性のある国の審査	<その他の指標> ◇JAS 規格の見直し等に係る調査や原案の検討	<主要な業務実績> ① 農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成 26 年度）」に基づき、8 品目 17 規格について調査実施法人として、消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる生産・利用実態調査、品質実態を把握するための品質実態調査、JAS 規格に対応する国際規格の有無及びそ	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり JAS 規格の見直し等に係る調査や原案の検討を実施しており、目標の水準を満たしている。		

	<p>の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p>に必要な調査など JAS 規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>		<p>の内容や JAS 規格との整合性についての調査を実施しているところである。</p> <p>なお、いずれも平成 27 年度以降に報告するよう指示があったものであり、平成 26 年度は報告実績はないが、進捗管理は適正に行っており遅れは生じていない。</p> <p>また、農林水産省からの依頼を受けて、分析法について情報収集を行うとともに、見直しに伴う妥当性確認試験を次のとおり実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献調査 2 品目 (2 項目) ・ヒアリング 7 品目 (12 回) ・妥当性確認のための分析試験 3 品目 (3 項目) <p>このうち、妥当性確認のための分析試験の 1 品目については農林水産省へ報告した。その他の調査は、平成 27 年度も継続して行うよう指示があったことから、引き続き調査を実施している。</p> <p>分析法の見直しに当たっては学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法妥当性確認調査検討・評価委員会を 3 回開催し、分析法の妥当性確認試験の設計及びその試験結果について評価を行った。</p> <p>② 農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画 (平成 26 年度)」に基づき、センターを事務局とする合議体を設置し、原案作成機関として、10 品目 19 規格について日本農林規格の確認・改正又は廃止の原案の検討等を行い、そのうち、2 品目 2 規格について原案を取りまとめ農林水産大臣に報告した。なお、報告をしていない 8 品目 17 規格については、27 年度も継続して検討することとなった。平成 25 年度 (26 品目 80 規格) に比べ、報告件数が減少した要因は、農林水産大臣が作成した計画において、制定等の対象とする日本農林規格の数が減少したためである。</p> <p>また、原案作成委員会は公開で実施するとともにその資料及び議事概要についてセンターのホームページに掲載し、公表した。</p>	
--	-----------------------------	--	--	---	--

					<p>③ 農林水産省からの依頼を受け、次の調査会等を開催し、JAS 規格の適切な運用に資するための調査等を実施し、農林水産省に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「有機農産物及び有機農産物加工食品の同等性審査に係る生産資材調査会」を1回開催した。 ・ 「集成材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材及び直交集成板の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能評価基準検討委員会」を1回開催した。 ・ 「集成材の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会」を2回開催した。 ・ 直交集成板の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会を1回開催した。 	
--	--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>予算額は年度計画の「食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費」を記載</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3-(5)	国際規格に係る業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
ISO等の国際規格に関する活動	国際規格に関する活動	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	—		予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）	第2-3-(4)に含む			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				<p><主な定量的指標></p> <p>○国際規格に係る業務</p> <p>中項目の評価は、小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）=2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評定
	国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等	国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾン TC を含む情報の収集、国内の意見集約等の国	国際規格に我が国の意見を反映させるため、次の取組を行う。 ① 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾン TC を含む情報	<p><その他の指標></p> <p>◇ISO等の国際規格に関する活動</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>国際規格に我が国の意見を反映させるため、次の取組を行った。</p> <p>① 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり ISO等の国際規格に関する活動を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>の国際標準作成に関する活動を行う。</p>	<p>際標準作成に関する活動を行う。 また、農林水産省の要請を受けて、コーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援を行う。</p>	<p>の収集、国内の意見集約等、次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。 ② 農林水産省からのコーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援の要請に備えて、国際規格及び各国規格に関する情報の収集、整理等を行う。</p>		<p>ネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17)、木質パネル専門委員会/合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。 ア 外部有識者等からなる委員会の設置、情報の収集、国内の意見集約等 [TC34/SC16] 国内委員会 1回開催 [TC34/SC17] 国内委員会 1回開催 [TC218] 国内委員会 1回開催 イ 国際会議への職員等の派遣 [TC34] ・WG16 (アニマルウェルフェア作業部会) 国際会議 1回派遣 (1名) [TC34/SC16] 国際会議 1回派遣 (1名) [TC34/SC17] 国際会議 2回派遣 (2名) [TC218] 国際会議 1回派遣 (1名) [TC165 (センターで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3 及び TC218 と関連がある TC)] 国際会議 1回派遣 (1名) ② コーデックス食品規格委員会関連の国内会議に 12 回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。</p>		
--------------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	リスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—			23年度	24年度	25年度	26年度	—
危険要因及び食品群・飼料についての分析の的確かつ迅速な実施	分析の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				予算額（千円）	248,367	224,136	203,671	204,764
										決算額（千円）	117,503	84,261	35,166	32,782
										経常費用（千円）	579,401	519,652	164,474	176,606
										経常利益（千円）	△229	△174	△25	△33
										行政サービス実施コスト（千円）	638,194	562,832	172,377	179,468
										従事人員数	49	47	13	14

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○リスク管理に資するための有害物質の分析業務</p> <p>中項目の評価は、小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		<p>評価</p>
「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成22年12月22日公表）において調査対象とされた危険要因	「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成22年12月22日公表）において調査対象とされた危険要因及び	サーベイランス・モニタリング計画において調査対象とされた危険要因及び食品群のうち、かび毒等、農林水産省からの依頼があったものについて分析を実施する。調査対象とされた危険要因及び	<p><その他の指標></p> <p>◇手順書の整備・見直しによる危険要因及び食品群・飼料についての分析の的確かつ迅速な実施</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる以下の品目と有害化学物質の組合せについての実態調査を実施し、全ての結果を農林水産省に報告した。〔農産物〕</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり手順書の整備・見直しを実施し、危険要因及び食品群・飼料</p>	

<p>及び食品群・飼料について、分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って、的確かつ迅速に行う。</p>	<p>食品群・飼料についての分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って分析業務を的確かつ迅速に行うため、必要な各種手順書について整備・見直しを行う。</p>	<p>食品群・飼料についての分析を実施した場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)の様式に従う等、分析結果を的確かつ迅速に報告する。</p> <p>さらに、農林水産省がサーベイランス・モニタリング計画において調査対象とした危害要因及び食品群について分析能力の確立を進め、平成25年度に取組を開始したアフラトキシン等については分析法の標準手順書を完成させる。</p> <p>また、新たに貝毒等や、農林水産省が調査を検討しており民間分析機関での対応が困難な有害化学物質(ピロリジジナルカロイド、マスキドマイコトキシン)について、分析能力の確立に取り組む。</p>		<p>国産麦類中のかび毒※1について、農林水産省からの依頼「平成26年度農産物のかび毒含有実態調査の実施について」(平成26年5月29日付け26消安第1138号農林水産省消費・安全局通知)、「平成26年度食用小麦のかび毒含有実態調査の実施について」(平成26年5月29日付け26消安第1139号農林水産省消費・安全局通知)及び「平成26年度農産物のかび毒含有実態調査(緊急対応調査)の実施について」(平成26年7月16日付け26消安第1138-1号農林水産省消費・安全局通知)に基づき、食用麦904点、食用小麦226点の分析を行った。</p> <p>※1：食用麦はデオキシニバレノール(DON)・3-アセチルDON・15-アセチルDON、ニバレノール(NIV)・4-アセチルNIV、T-2トキシン・HT-2トキシン、ゼアラレノン、食用小麦はDON・3-アセチルDON・15-アセチルDON、NIV・4-アセチルNIV</p> <p>[飼料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類 25点 ・かび毒※2 966点 ・有害金属※3 525点 <p>※2：フモニシン、ゼアラレノン及びDON ※3：カドミウム、総水銀及び鉛</p> <p>平成25年度に取組を開始した危害要因について、次のとおり標準作業手順書を完成させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LC-MS/MSによるゼアラレノン分析標準作業書(トウモロコシ加工品) ・GC-MSによるアクリルアミド分析標準作業書(ポテトスナック、ビスケット) ・LC-MS/MSによる米穀かび毒の一斉分析標準作業書 ・GC-MSによる米穀赤かび毒の一斉分析標準作業書 ・ICP-MSを用いた玄米中の総ヒ素、カドミウム、総水銀及び鉛分析標準作業書 ・LC-MS/MSによるアフラトキシン類分析標準作業書(玄米) <p>また、農林水産省からの依頼「平成26年度</p>	<p>についての分析を的確かつ迅速に実施しており、目標の水準を満たしている。</p>
--	--	---	--	---	--

				<p>に分析能力の確立を求めるハザードについて（依頼）」（平成 26 年 3 月 10 日付け 25 消安第 5640 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、標準作業手順書原案を作成し、試行と妥当性確認を進め、次のとおり分析標準作業書案を作成するとともに、民間の分析機関での測定結果を確認するため加工食品 20 点のアクリルアミドの分析を行った。</p> <p>（作成した分析標準作業書案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フキ中のピロリジジナルカロイド（センキルキン） ・小麦中のマスクドマイコトキシン（DON-3-グルコシド） ・二枚貝中の下痢性貝毒（オカダ酸、ジノフィシストキシン） 	
--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>予算額は年度計画の「食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費」を記載。</p> <p>②主要なインプット情報の従事人員数について、平成 24 年度から平成 25 年度に 47 名から 13 名と 34 名減員しているが、リスク管理業務の人員としていたものを農薬業務の人員とする再編を行ったものであり、業務実績に変更はない。</p>
--

様式 1-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成 26 年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-5	カルタヘナ担保法関係業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条第 2 項第 8 号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	－		23年度	24年度	25年度	26年度	－	
カルタヘナ担保法に基づいた立入、質問、検査及び収去の実施	立入、質問、検査及び収去の実施	－	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		予算額（千円）						
								決算額（千円）						
								経常費用（千円）		第 2-2-(1)、第 2-2-(2)、第 2-2-(3)、第 2-2-(4)、 第 2-3-(1)、第 2-3-(2)、第 2-3-(3)、第 2-3-(4) 及び第 2-3-(5)に含む				
								経常利益（千円）						
								行政サービス実施コスト（千円）						
従事人員数														

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○カルタヘナ担保法関係業務 中項目の評定は、小項目 (◇) 別の評定結果の積み 上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>－</p> <p><評定と根拠></p> <p>実績がないため評価せず。</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>		<p>評定</p>
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を	<p><その他の指標></p> <p>◇カルタヘナ担保法に基づいた立入、質問、検査及び収去の実施</p>	<p>該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： －</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	

<p>い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告するため、必要な規程について整備・見直しを行う。</p>	<p>的確に実施するため、次の取組を行う。</p> <p>また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>(1) 立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。</p> <p>(2) 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の指示があった場合は適切に実施する。</p>				
---	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1-(2)	情報提供業務の的確な実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条第1号、第2号、第6号及び第11号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
① 専門的・技術的な知見を活用したわかりやすい情報発信	情報発信	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			予算額（千円）	335,251	302,543	274,919	276,393
② 事業者、検査機関、都道府県等に対する講習会の開催等	講習会の開催等	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			決算額（千円）	38,535	91,646	85,237	83,525
③ 依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善	顧客満足度：3.5以上	100%以上	主催講習会等	主催講習会等	主催講習会等	主催講習会等			経常費用（千円）	444,305	355,224	348,664	335,026
			111%	111%	114%	111%			経常利益（千円）	3,538	2,550	2,252	1,969
			(3.9/3.5)	(3.9/3.5)	(4.0/3.5)	(3.9/3.5)			行政サービス実施コスト（千円）	496,995	384,799	365,935	334,310
			依頼講習会等	依頼講習会等	依頼講習会等	依頼講習会等			従事人員数	48	34	33	29
			134%	134%	131%	131%							
			(4.7/3.5)	(4.7/3.5)	(4.6/3.5)	(4.6/3.5)							
ホームページ	ホームページ	ホームページ	ホームページ										
109%	109%	100%	106%										
(3.8/3.5)	(3.8/3.5)	(3.5/3.5)	(3.7/3.5)										
広報誌	広報誌	広報誌	広報誌										
111%	114%	114%	117%										
(3.9/3.5)	(4.0/3.5)	(4.0/3.5)	(4.1/3.5)										
メルマガ	メルマガ	メルマガ	メルマガ										
109%	111%	114%	114%										
(3.8/3.5)	(3.9/3.5)	(4.0/3.5)	(4.0/3.5)										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

				評定
			<p><主な定量的指標> ○情報提供業務の的確な実施 中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点 B:基準点(6)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(6) <基準点(6)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>
<p>① 事業者等からの相談や講習等の依頼に対して、適切かつ積極的に対応する。</p>	<p>① 事業者等からの相談や依頼による講習等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、センターが検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して適切な情報を提供する。 また、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、農業生産資材、食品の成分、原材料等の品質及び表示に関する正しい理解を促進する観点から、検査等業務により得られた情報をわかりやすく提供する。</p>	<p>① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行う。 ア 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談対応マニュアルの改善を行う。 イ 事業者等からの依頼による講習等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。 ウ ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を迅速に提供する。 エ 内閣府食品安全委員会等のリスク評価機関の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して迅速に提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。 オ 広報誌を4回以上発行する。</p>	<p><その他の指標> ◇専門的・技術的な知見を活用したわかりやすい情報発信</p>	<p>① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア 受け付けた相談を整理し、「企業相談事例集」を農林水産省の所掌事務範囲内となるよう精査(全17件)するとともに、相談マニュアルの改善を行った。 イ 顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を6件、更新を4件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。(データベース化されたテキスト等73件) ウ 食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、肥料、土壌改良資材、飼料、飼料添加物、ペットフード及び農薬の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに掲載した。また、より使いやすく分かりやすいホームページとするためリニューアルを行った。(更新回数211回、アクセス回数499,970回) [ホームページの主な掲載内容] ・食品等検査関係情報(食品表示、JAS規格、調査研究報告、分析マニュアル等) ・OIE コラボレーティング・センターとしての活動(輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告(要旨)等) ・肥飼料検査関係情報(関係法令・通知、各種申請手続き、肥料登録銘柄検索システム、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等) ・農薬検査関係情報(登録・失効情報、農</p>

		<p>カ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回程度開催する。</p>		<p>葉登録情報検索システム、農薬登録申請関係、GLP 適合確認申請等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO・Codex・国際協力関連情報 ・センター情報（行事・講習会等情報、相談窓口等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） <p>エ メールマガジンを毎月3回以上、合計49回（3月末現在登録者数6,438、延べ配信数309,157通）配信した。 [メールマガジンの主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報 ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報等） ・行事情報 <p>オ 広報誌「新・大きな目小さな目」を4回（毎回5,500部）発行し、地方公共団体等に配付した。 [広報誌の主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・表示のQ&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス <p>カ 検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行い、必要な見直しを行った。</p>	
<p>② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催及び講師の派遣を行う。</p>	<p>② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催又は講師の派遣を行う。 このうち、飼料製造管理</p>	<p>② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回以上開催する。</p> <p>イ 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全の確</p>	<p><その他の指標> ◇事業者、検査機関、都道府県等に対する法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催等</p>	<p>② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者を対象に食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回（参加者281名）開催した。</p> <p>イ 地方公共団体や事業者等から依頼を受けて、講習会に113回（参加者6,402名）役職員を講師として派遣するとともに事業者等からの要請に応じて、委員会等に</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり事業者、検査機関、都道府県等に対する法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催等を実施しており、目標の</p>

	<p>者認定講習会を2年に1回以上開催するとともに、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」(平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。)及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を開催する。</p>	<p>保、食品の品質及び表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。</p> <p>ウ 都道府県の職員を対象に、肥料の分析に関する講習会を1回以上開催する。</p> <p>エ 飼料等製造業者を対象に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づく農林水産大臣が定める講習会(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、必要に応じ開催する。</p> <p>オ 飼料等関係事業者を対象に、有害物質混入防止ガイドライン及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を、合わせて12回開催する。</p> <p>カ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。</p>		<p>役職員を78回派遣した。</p> <p>ウ 都道府県の職員を対象に、分析に関する講習会として「肥料分析実務者研修」を1回(参加者7名)開催した。</p> <p>エ 飼料等製造業者を対象に受講希望者調査を実施し、その結果をもとに飼料製造管理者資格取得講習会を1回(参加者87名)開催した。</p> <p>オ 飼料製造業者等を対象として、有害物質混入防止ガイドライン及び抗菌剤GMPガイドラインに係る研修を12回(参加者719名)開催した。</p> <p>カ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回(参加者133名)及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を2回(参加者10名)開催した。</p>	<p>水準を満たしている。</p>
<p>③ サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図り、アンケート調査等により顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上を確保する。</p>	<p>③ 事業者等からの依頼による講習、センターが主催する講習会、ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、ア</p>	<p>③ 事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣、センターが主催する講習会や研修会、ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上</p>	<p><主な定量的指標> ◇依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善(顧客満足度:3.5以上) 【各業務ごとの顧客満足度:3.5以上】</p>	<p>③ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため、講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。各業務ごとの顧客満足度(5段階評価)の平均値は、次のと</p>	<p><評価と根拠> 評価: B 根拠: 各業務の顧客満足度は3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	<p>ンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標とする。なお、顧客満足度が 3.5 未満であった場合には、その原因を究明し改善処置を講じる。</p>	<p>の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が、5段階評価で 3.5 未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<p>おりいずれも 3.5 以上であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが主催する講習会や研修会 3.9 ・事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣 4.6 ・ホームページ 3.7 ・広報誌 4.1 ・メールマガジン 4.0 <p>なお、センターが主催する講習会や研修会のうち個別に顧客満足度が 3.5 を下回ったものが 1 件あったことから、アンケート調査で把握した意見や要望を基に、原因を究明、改善措置を講じた。原因は、講習内容と受講者ニーズとの不一致によるものと考えられた。改善措置として、受講者のニーズを十分把握し、そのニーズにできる限り適合した講習会プログラムとするとともに、関係各課の協力の下、企画から実施までの情報の共有化及び受講者ニーズと講習内容が一致していることを確認することとした。</p>	
--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>予算額は年度計画の「食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費」と「農林物質の調査研究、講習業務関係経費」の合算額を記載</p>

様式 1-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成26年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1-(3)	検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
検査等業務に係る品質保証体制の構築	品質保証体制の構築	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			予算額（千円）				
検査等業務の的確な遂行に必要な研修の計画的な実施	研修の計画的な実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			決算額（千円）				
									経常費用（千円）	第2-2-(1)、第2-2-(2)、第2-2-(3)、第2-2-(4)、第2-3-(1)、第2-3-(2)、第2-3-(3)、第2-3-(4)及び第2-3-(5)を含む			
								経常利益（千円）					
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点</p> <p>B：基準点（4）×9／10 ≦ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評定
① 検査等業務の実施に当たっては、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理を推進し、必要な記録の励行と確認、分析の精度管理の徹底、技能試験の実施等により、検査・分析	① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025 又は優良試験所規範（以下「GLP」という。）の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技	① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行う。 また、センターとして統一された考え方による品質保証体制を構築するため、品質システム委員会を年1回以上開催し、分析試験等の信頼性確保に関	<その他の指標> ◇検査等業務に係る品質保証体制の構築	① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。また、センターとして統一された考え方による品質保証体制の構築に当たり、分析試験等の信頼性確保に関する重要事項を審議する品質システム委員会において、分析試験等の信頼性確保に関する方針に基づく各部署の目標及びその達成状況が報告・審議され、了承された。	<評定と根拠>	評定： B 根拠：計画のとおり検査等業務に係る品質保証体制を構築しており、目標の水準を満たしている。

<p>に係る信頼性を確保する。</p>	<p>術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築する。</p>	<p>する重要事項を審議する。</p> <p>ア 肥料の検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) ISO/IEC 17025 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行う。なお、担当部長をトップマネジメントとし、その管理状況を検証する。</p> <p>(イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p> <p>イ 農薬の検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行う。</p> <p>(イ) 基準文書については、前年度に引き続き、ISO/IEC 17025 の考え方に基づき、見直しを行う。</p> <p>ウ 飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) GLP の考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施する。</p> <p>(イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p> <p>エ 食品等の検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) ISO/IEC 17025 の考え方に従い、作業手順書等の基準文書に基づく必要な記録の</p>		<p>ア 肥料の検査・分析</p> <p>(ア) ISO/IEC 17025 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をトップマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。</p> <p>(イ) 基準文書のうち内部監査手順書等を改訂した。</p> <p>イ 農薬の検査・分析</p> <p>(ア) 集取農薬の分析及び農産物中の残留農薬の分析については、「集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程」及び「残留農薬実態調査実施規程」等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行った。</p> <p>(イ) 基準文書の見直しについては、ISO/IEC 17025 の考え方に基づいた分析業務管理システムの構築に向け、検討グループ会合を2回開催し、平成 27 年度の試行に向けて「農薬検査部試験所試験業務品質マニュアル」、二次文書（手順書）及び三次文書（標準作業書）で構成される基準文書の暫定版を作成した。</p> <p>ウ 飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析</p> <p>(ア) GLP の考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施し、信頼性保証部門による査察を行った。また、飼料等試験業務信頼性確保委員会を開催し、査察等の検証を行った。</p> <p>(イ) 試験等に係る標準操作手順書について最新の知見・実態等を踏まえ、その適用性について検証し改訂した。</p> <p>エ 食品等の検査・分析</p> <p>(ア) ISO/IEC 17025 の考え方に従い、基準文書に基づく分析野帳や試験管理台帳等の必要な記録の励行と確認を意識した分析</p>	
---------------------	---	--	--	--	--

		<p>励行と確認、個別の分析業務の目的等に応じた内部精度管理の実施及び外部技能試験への参加等により、業務管理及び技術管理を行う。</p> <p>(イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p>		<p>試験等の信頼性確保に関する目標を掲げ、さらなる業務管理を図った。</p> <p>また、内部精度管理は、各部署において個別の分析業務の目的等に応じて行っているところであるが、これに加え、外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加（11回、延べ38名）させた。</p> <p>なお、外部機関が主催する技能試験のうち、満足な結果が得られなかった試験が1回（植物油脂の過酸化価及びよう素価）あったが、原因究明を行った結果、試料秤量時の読取桁数が少なかったことが原因と考えられたことから、分析操作時に必要な注意事項が明確にするため手順書を改正して関係者に周知した。</p> <p>(イ) 分析試験業務に関する基準文書（食品等に関する分析試験業務管理規程及びこれに基づく管理マニュアル・管理指針）を見直し必要な改正を行った。</p>	
<p>② 検査等業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、先進的な分析技術、高度な分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、ISO/IEC 17011に基づく登録認定機関の調査や、農薬登録検査への海外資料の直接活用、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、次の取組を行う。</p> <p>ア 職員の技術的水準の向上を計画的に推進するため、関係職員で構成する研修企画委員会において策定した職員技術研修中期計画に基づき計画的に研修を行うとともに、必要に応じて当該計画の見直しを行う。</p> <p>イ 職員の技術力の向上を図るため、先進的な分析技術、高度な分析機器の操作等に関する研修を行う。</p> <p>ウ 分析の精度管理に関する技術力向上のため、ISO/IEC 17025に関する研修等を受講させる。</p> <p>エ ISO/IEC 17011に基づく登</p>	<p><その他の指標> ◇検査等業務の的確な遂行に必要な研修の計画的な実施</p>	<p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、次の取組を行った。</p> <p>ア 策定した職員技術研修中期計画に基づき、検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を向上させるための研修を行った。</p> <p>なお、研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのレポート等により研修効果を検証するとともに、研修生の理解度が低いものにあつては講義内容及び講師選定の見直しを行った。また事前学習課題を配布し、改善に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析研修 16回（85名） ・業務研修 41回（283名） <p>イ 遺伝子組換え食品の検査技術等の先進的な分析技術に関する研修を3回（5名）、LC/MS等の高度な分析機器の操作等に関する研修を6回（7名）行った。</p> <p>ウ 外部機関が主催するISO/IEC 17025内部監査員研修に5名の職員を受講させ、計50</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

			<p>録認定機関の調査を適切に遂行するため、ISO/IEC 17011 等に関する内部研修を実施するとともに、ISO 9000 品質マネジメントシステム審査員研修コースを受講させる。</p> <p>オ 農薬登録検査における海外資料の直接活用を図るための研修等を実施する。</p>		<p>名の有資格者を確保した。</p> <p>エ ISO/IEC 17011 等に関する調査員内部研修を、新たに対象となった職員及び前回の受講から 2 年を過ぎた職員等を対象に計 2 回 (24 名) 実施し、登録認定機関に対する技術上の調査及び定期的調査を行う職員としてとともに、調査技術の維持・向上を図った。</p> <p>また、ISO 9000 審査員研修コースに 4 名の職員を受講させ、計 64 名の有資格者を確保した。</p> <p>オ 農薬登録検査における海外資料の直接活用を図るため、英文試験成績読解研修を 1 回 (20 名) 実施した。</p>	
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成26年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-6	国際協力業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条第1項第11号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れの実施	研修生の受入れの実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			予算額（千円）				
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）	第2-2-(1)、第2-2-(2)、第2-2-(3)、第2-2-(4)、第2-3-(1)、第2-3-(2)、第2-3-(3)、第2-3-(4)及び第2-3-(5)を含む				
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○国際協力業務</p> <p>中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		<p>評価</p>
可能な範囲において、海外からの研修生の受入れ、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。	可能な範囲において、センターの技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを行う。	農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、可能な範囲において対応することとし、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修生の受入れを行う。 また、必要に応じて独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に職員	<p><その他の指標></p> <p>◇専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れの実施</p>	<p>(独)国際協力機構（JICA）等からの要請を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>JICAから技術協力専門家の派遣要請があり、職員を1回（1名）派遣した。</p> <p>JICA等からの要請により海外からの研修生を受入れ、JAS制度、食品の表示制度、飼料安全制度、食品及び飼料等の分析技術等に関する研修を4回（延べ9か国、34名）実施した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを実施しており目標の水準を満たして</p>	

		を派遣する。			いる。	
--	--	--------	--	--	-----	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1-(1)	食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
農林水産大臣の要請への対応体制の整備等	農林水産大臣の要請への対応体制の整備等	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			予算額（千円）				
ISO/IEC17025に基づく品質保証体制の構築	品質保証体制の構築	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			決算額（千円）				
									経常費用（千円）	第2-2-(1)、第2-2-(2)、第2-2-(3)、第2-2-(4)、第2-3-(1)、第2-3-(2)、第2-3-(3)、第2-3-(4)及び第2-3-(5)を含む			
								経常利益（千円）					
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応</p> <p>中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点</p> <p>B：基準点（4）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>	<p>評定</p>	
① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検	① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施	① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急	<p><その他の指標></p> <p>◇農林水産大臣の要請への対応体制の整備等</p>	<p>① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。</p> <p>ア 食品安全に係る危害要因の分析調査等に資するため、農林水産省の指示の下、優先すべき危害要因の分析能力を確立す</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり農林水産大臣の要請への対応体制の整備等を実施しており、</p>	

<p>査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に備えて、検査等業務に関する知見やノウハウを結集した対応体制を整備する。</p> <p>具体的な要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を機動的かつ迅速に実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に備えて、検査等業務に関する知見やノウハウを結集して的確・迅速に対応するため、想定される課題に係る専門的・技術的分野に対応できる職員や、必要な分析機器の設置状況等を常に把握しておく。</p> <p>また、具体的な要請があった場合には、必要な調査、分析又は検査を機動的かつ迅速に実施し、その結果を速やかに報告するため、最優先で組織的に取り組む。</p>	<p>に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品安全に係る危害要因の分析調査等を行う組織において農林水産省の指示の下、順次危害要因の分析能力の確立（分析結果の信頼性を客観的に担保するシステム構築）を図る。</p> <p>イ 危害要因に係る調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を整理し、必要に応じた分析方法、データを効率的に検索できる体制を維持する。</p> <p>ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて緊急の要請への対応マニュアルの見直しを行う。</p> <p>エ 緊急の要請があった場合等には、他の業務に優先して、調査、分析又は検査等の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>		<p>る取組として、危害要因に係る分析法の情報収集等を実施し、26年度は9件の分析に係る標準手順書案等を作成した。</p> <p>イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。</p> <p>危害要因のうち有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるようデータベースを更新した。</p> <p>ウ 緊急分析として想定される項目を整理し、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器（GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS及びリアルタイムPCR等）の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。</p> <p>リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器についての検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策を定めた「緊急調査分析実施規程」の見直しを行い改訂した。</p> <p>エ センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について対応を行った。</p> <p>(ア) 肉骨粉等の原料として食品加工残さの使用が認められる見通しとなったことから、農林水産省から現在使用しているELISAキットの性能確認等を行うように依頼があり、試験を実施し農林水産省へ報告した。</p> <p>(イ) 海外で流通しているが国内では未承認の組換え体塩酸L-リジンが輸入されているのではないかとの疑義情報が農林水産省に入ったことから、農林水産省の要請に基づき、輸入塩酸L-リジンの</p>	<p>目標の水準を満たしている。</p>	
--	---	---	--	---	----------------------	--

				<p>採取及び分析を実施し、農林水産省へ報告した。</p> <p>(ウ) 平成 19 年以降、米国において主に中国産のペット用ジャーキーに起因すると疑われるペットの健康被害が報告されていることから、農林水産省の要請に基づき、国内で市販されている中国産のペット用ジャーキー18 製品について、メラミン及び農薬（26 成分）の含有量調査を実施し、その結果を農林水産省に報告するとともにホームページに公表した。</p> <p>(エ) 農林水産省の要請に基づき、牧草の放射性セシウムの測定を 6 件実施し、その結果を農林水産省に報告した。</p>		
<p>② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制を構築する。</p>	<p>② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、食品等検査部門において「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17025」という。）に基づく品質保証体制を構築する。</p>	<p>② 前年度に認定を取得した「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17025」という。）に基づく品質マネジメントシステムを適切に運営する。また、他の危害要因の分析にも同等のマネジメントシステムの適用を進める。</p>	<p><その他の指標> ◇ISO/IEC 17025 に基づく品質保証体制の構築</p>	<p>② 平成 26 年 1 月 24 日付で取得した ISO/IEC17025 試験所認定（GC-MS による小麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験）について、平成 26 年 11 月 28 日に認定機関による 1 年目の適合性審査を受けた。この結果、不適合及び指摘事項はなく、認定試験所としてマネジメントシステムが適切に運営されていることが確認され、認定を維持した。</p> <p>また、他のかび毒の分析試験についても ISO/IEC17025 に基づくマネジメントを適用し、分析試験業務を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり ISO/IEC17025 に基づく品質保証体制を構築しており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-1-(4)	調査研究業務の充実の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
部有識者を含めた委員会の開催、必要に応じた共同試験等の実施等	委員会の開催、共同試験等の実施等	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	—		予算額（千円）	86,884	78,407	71,248	71,629
									決算額（千円）	37,043	31,692	30,631	83,807
									経常費用（千円）	226,719	208,162	184,020	211,417
									経常利益（千円）	△117	△85	△43	△40
									行政サービス実施コスト（千円）	252,995	225,223	192,658	214,623
									従事人員数	19	18	16	17

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><主な定量的指標></p> <p>○調査研究業務の充実</p> <p>中項目の評価は、小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目 1（項目）× 2 点（B） = 2 点</p> <p>B: 基準点（2）× 9 / 10 ≤ 各小項目の合計点（2） < 基準点（2） × 12 / 10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評価	
<p>検査分析手法の改良・開発等に関する調査研究は、センターが検査等業務を効率的かつ効果的に推進するための技術的な基盤となるものである。</p> <p>このため、調査研究課</p>	<p>調査研究業務の充実を図るため、調査研究課題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行い、調査研究の実施に当たっては、</p>	<p>調査研究業務の充実を図るため、次の取組を行う。</p> <p>① 必要性の高い調査研究課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、関係規程に基づき外部の</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇外部有識者を含めた委員会の開催、必要に応じた共同試験等の実施等</p>	<p>調査研究業務の充実を図るため、次の取組を行った。</p> <p>① 肥料、農薬、飼料及び食品の各分野において、それぞれ外部の有識者を含めた委員会を開催し、農林水産省関係部局の要望を踏まえ平成 26 年度の調査研究結果の評価及び平成 27 年度の調査研究課題の選定等を行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり外部有識者を含めた委員会の開催、共同試験等の実施をしており、目標の水準を</p>		

<p>題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行う。調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関との共同試験等により充実に図る。</p> <p>また、調査研究の成果については、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等を実施するとともに、検査等業務に迅速に活用する。</p>	<p>必要に応じて大学又は研究機関との共同試験等を行う。</p> <p>また、調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等により公表するとともに、検査分析手法のマニュアル化等を行う。</p>	<p>有識者を含めた委員会を開催する。</p> <p>② 調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関等との共同試験等を行う。</p> <p>③ 調査研究の成果を積極的に公表するため、公開発表会を1回以上開催するとともに、調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布する。</p> <p>④ 調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、関係学会誌への論文投稿等を行うとともに、農林水産省関係部局への報告、検査・分析マニュアルの作成等を行う。</p>		<p>② 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所に職員1名を駐在させるとともに、大学及び試験研究機関等との共同研究を8課題実施する等の技術交流を行うことにより、検査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図った。</p> <p>③ 調査研究の成果について公開調査研究発表会を開催（1回、外部からの参加者36名）し、次の8課題について発表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水生植物に対する化学物質の影響評価へのクロロフィル遅延発光の利用 ・腸球菌の微量液体希釈法を用いた薬剤感受性試験の検討 ・硫黄及び硫酸を含む肥料中の硫黄分全量測定における塩化バリウム重量法の性能評価 ・ストロンチウム安定同位体比によるタケノコ等水煮加工品の原料 原産地判別法の開発 ・元素分析及び安定同位体比分析によるはちみつの原産国判別の検討 ・DNA分析によるのりの原産地判別法の検討 ・加工食品中のホタテガイ類のDNA分析による種判別法の開発 ・DNA分析によるニシンとタイセイヨウニシンの判別法の開発 <p>また、調査研究報告書を各分野ごとに作成し、関係機関へ配付した。</p> <p>④ 調査研究の成果を検査等に活用するため、関係学会誌へ論文を4報投稿するとともに、農林水産省への報告、検査・分析マニュアルの作成及び見直し等を行った。</p>	<p>満たしている。</p>	
---	--	---	--	---	----------------	--

<p>4. その他参考情報</p>	<p>予算額は年度計画の「農林物質の調査研究、講習業務関係経費」を記載</p>
-------------------	---

様式 1-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成 26 年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-1-(5)	情報セキュリティ対策の推進の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—		23年度	24年度	25年度	26年度	—
情報セキュリティ対策の構築	情報セキュリティ対策の構築	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			予算額（千円）				
情報セキュリティに関する教育訓練の実施	教育訓練の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			決算額（千円）				
									経常費用（千円）	第 2-2-(1)、第 2-2-(2)、第 2-2-(3)、第 2-2-(4)、第 2-3-(1)、第 2-3-(2)、第 2-3-(3)、第 2-3-(4) 及び第 2-3-(5)に含む			
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○情報セキュリティ対策の推進</p> <p>中項目の評価は、小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目 2（項目）× 2 点（B）= 4 点</p> <p>B：基準点（4）× 9 / 10 ≤ 各小項目の合計点（4） < 基準点（4）× 12 / 10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		<p>評価</p>
「第 2 次情報セキュリティ基本計画」（平成 21 年 2 月 3 日情報セキュリティ政策会議）に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターの IT 事情に応じた情報セキュリティ	① 「第 2 次情報セキュリティ基本計画」（平成 21 年 2 月 3 日情報セキュリティ政策会議）に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターの IT 事情に応じた情報セキュリティ対策を	① 「第 2 次情報セキュリティ基本計画」（平成 21 年 2 月 3 日情報セキュリティ政策会議）に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターの IT 事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、次の取組を行う。	<p><その他の指標></p> <p>◇センターの IT 事情に応じた情報セキュリティ対策の構築</p>	① 「第 2 次情報セキュリティ基本計画」に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターの IT 事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、次の取組を行った。	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおりセンターの IT 事情に応じた情報セキュリティ対策を講じており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>対策を講じる。</p> <p>また、情報セキュリティに関し、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連絡体制を整備する。</p>	<p>講じるため、最高情報セキュリティ責任者 (CISO) の下でセンターにおける情報セキュリティガバナンスの体制を維持するとともに、情報セキュリティに関する計画の策定、当該計画に基づく実績の評価と改善等を行う。</p> <p>また、情報セキュリティに関し、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連絡体制を整備するため、連絡担当者、連絡方法等について定期的な確認等を行う。</p>	<p>ア 情報化統括責任者 (CIO) 及び最高情報セキュリティ責任者 (CISO) の指導の下で情報セキュリティ対策や情報システムのあり方を検討し、必要な改善を行う。</p> <p>イ センターの IT 事情に応じた情報セキュリティに関する計画を策定するため、セキュリティ管理に関する調査結果を分析し、必要な改善を行う。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関し、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し、変更があった場合には速やかに農林水産省へ報告する。</p>		<p>し、各種情報システムの運営管理状況及び情報セキュリティ対策の取組状況等について報告を行うとともに、平成 27 年度情報セキュリティ対策推進計画、平成 27 年度情報セキュリティ教育実施計画及び平成 27 年度の IT 化 (ソリューションの導入) の進め方について検討を行った。</p> <p>平成 26 年度の情報セキュリティに関する取組として、役職員に対し情報セキュリティの教育訓練を実施するとともに、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティポリシー及び関係規程類の整備、USBメモリ等の接続規制、ウイルス検索・駆除ツール等による分析機器制御等パソコンの情報セキュリティ対策、情報通信ネットワークの閉域型ネットワークへの更新及びデータバックアップシステムの構築を実施した。また、ホームページサーバについては、改ざん、情報漏洩等の被害は確認されなかったもののサイバー攻撃を受けたため、ログ解析、ホームページ問合せ等フォームの強化、ネットワークのペネトレーションテスト及びサーバ診断を実施するとともに、情報セキュリティインシデントに係る報告・対処手順を作成した。</p> <p>イ センターの IT 事情に応じた情報セキュリティ管理を行うため、セキュリティ管理に関する現行規程類の調査を行ったところ、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ対策を講ずるためには新たな規程類の整備・運用が必要であることが判明したため、平成 27 年 10 月実施に向けて平成 26 年度中に情報セキュリティポリシー等を整備した。</p> <p>ウ 平成 23 年度に作成した情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更があった都度、農林水産省へ報告した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	② 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。	② 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、教育訓練計画を作成し、当該計画に基づき教育訓練を実施する。	<その他の指標> ◇情報セキュリティに関する教育訓練の実施	② 情報セキュリティに関する役職員の意識の向上を図るため、情報セキュリティ教育訓練計画に基づき、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練及び標的型攻撃メール訓練を実施した。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり情報セキュリティに関する教育訓練を実施しており、目標の水準を満たしている。	
--	---	---	----------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-1-(1)	効率的な組織体制の確保と適正な要員配置		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献できる人材の育成	技術的側面から効率的・効果的に貢献できる人材の育成	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した要員配置	検査項目の高度化や増加等に対応した要員配置	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
情報提供業務の縮減に伴う組織体制の見直し	組織体制の見直し	—	適切に実施した	適切に実施した	—	—			
門司事務所の福岡センターへの移転・統合	門司事務所の福岡センターへの移転・統合	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><主な定量的指標></p> <p>○効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p> <p>中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点</p> <p>B: 基準点(6)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定	
① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に、技術的側面からより効率的・効果的に貢	① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に、技術的側面からより効率的・効果的に貢	① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に、技術的側面からより効率的・効果的に貢	<p><その他の指標></p> <p>◇科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり科学に基づく農業生</p>		

<p>献するため、専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材育成及び適正な要員配置を図る。</p>	<p>め、安全性の評価等に関する各種研修等を通じて専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材を育成し、国際会議への派遣等により実務経験を蓄積させる。また、農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した適正な要員配置を行う。</p>	<p>ア 人材育成 (ア) 専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材を育成するため、畜産物中の残留農薬分析に関する技術研修等、農業生産資材の安全性の評価等に関する研修に職員を参加させる。 また、国外の農薬検査機関における研修の実施については、受入れ機関も含めて検討する。 さらに、国際会議等の実務経験を蓄積させるため、国際機関が主催する会議に職員を派遣する。</p>	<p>に貢献できる人材の育成</p>	<p>ア 人材育成 (ア) 農業生産資材の安全性の評価等に関する研修については、畜産物中の残留農薬分析に関する技術研修及び英文のみの試験成績の受け入れを踏まえた英文読解能力向上の研修等 37 回 (163 名) を実施した。 また、国外の農薬検査機関における研修については、豪州農薬・動物用医薬品局 (APVMA (Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority)) に 1 名を 2 か月間派遣した。 (イ) 国際会議等への職員の派遣については、経済協力開発機構 (以下「OECD」という。) の生物農薬ステアリング会合に 1 名、第 28 回 OECD 優良試験所規範 (以下「GLP」という。) 作業部会に 2 名、第 58 回国際農薬分析法協議会 (CIPAC) 年次会合に 2 名、第 3 回 OIE リファレンスラボラトリー国際会議 (Third Global Conference of OIE Reference Centres) に 3 名、FAO アジア太平洋地域トレーニングワークショップ (FAO Regional Training Workshop) に 1 名を派遣した。</p>	<p>産資材の安全性の検証に技術的側面から効率的・効果的に貢献するための人材を育成しており、目標の水準を満たしている。</p>
		<p>イ 適正な要員配置 要員配置に当たっては、業務の状況を踏まえ、必要に応じて適正な配置を行う</p>	<p><その他の指標> ◇農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した要員配置</p>	<p>イ 適正な要員配置 本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施している。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した要員配置を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>② 消費者相談業務等の情報提供業務の縮減に伴い、本部及び地域センター等における当該業務に関連する組織体制を見直し、効率化を</p>	<p>② 消費者相談業務等の情報提供業務の縮減に伴い、本部及び地域センター等における当該業務の効率化を図るため、管理部門の簡素化と併せて組織体制</p>	<p>—</p>	<p><その他の指標> ◇情報提供業務の縮減に伴う組織体制の見直し</p>	<p>該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定： — 根拠：既に 24 年度に行ったものであり、新たな計画はないことから評価せず。</p>

図る。	の見直しを行う。					
③ 平成 24 年度に、門司事務所の福岡センターへの移転・統合に必要な経費とその確保について検討し、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進める。	③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成 24 年度に、門司事務所の福岡センターへの移転・統合に必要な経費とその確保について検討し、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進めることとし、このため、役員及び関係職員からなる委員会を設置し、移転・統合を検討するに当たっての基本的な方針、スケジュール等の移転・統合プラン、移転先となる福岡センター庁舎の増改築等に要する経費及びその予算措置等の検討を行う。	② 平成 25 年度に完了した門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、引き続き旧門司事務所の原状回復工事を実施する。 また、統合による業務の効率化を図るため、福岡センターの管理部門の見直しを行う。	<その他の指標> ◇門司事務所の福岡センターへの移転・統合	③ 旧門司事務所原状回復工事については、平成 26 年 3 月末に完了する予定であったが、入札の不調、不落があり、仕様を変更して入札を実施したため、工事の一部は、26 年 6 月に完了した。 また、福岡センターの管理部門の見直しについては、業務の効率化を図り管理部門の 2 名を削減した。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり福岡センターの管理部門の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成 26 年度自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-1-(2)	管理部門の簡素化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
札幌センター管理部門における要員配置の適正化、管理業務の一体的実施	札幌センター管理部門における要員配置の適正化、管理業務の一体的実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○管理部門の簡素化</p> <p>中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目 1 (項目) × 2 点 (B) = 2 点</p> <p>B: 基準点 (2) × 9 / 10 ≤ 各小項目の合計点 (2) < 基準点 (2) × 12 / 10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
旧小樽事務所の機能を移転・統合した札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営を図る。	旧小樽事務所の機能を移転・統合した札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営を図るため、要員配置の適正化、管理業務の一体的実施等を推進する。	札幌センターの管理業務について、統合の利点を生かした効果的・効率的な運営を図るため、引き続き次の取組を行う。	<p><その他の指標></p> <p>◇札幌センター管理部門における要員配置の適正化、管理業務の一体的実施</p>	<p>札幌センターの管理業務について、平成 25 年度の取組の実効性を確認した上で引き続き次の取組を行った。</p> <p>① 道新北ビル庁舎の会議室及び書庫・倉庫、分析機器の共同利用を行うとともに、新たに公用車の利用の見直しを行い 2 台から 1 台に削減した。</p> <p>② 試薬、消耗品等の一括購入及び実験廃液の処理、職員の健康診断等の役務類の調達については、一括契約を実施するとともに、平成 25 年度に引き続き平成 26 年度においても契約依頼票のとりまとめを月 2 回に集約化し、</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり札幌センターにおける管理業務を一体的に実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	評価	

					契約事務の効率化を図った（契約件数：60.2% （平成 22 年度比））。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-1-(8)	業務運営コストの縮減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費（人件費を除く。）の毎年度平均で少なくとも前年度比3%の抑制	前年度比 3%の抑制	—	5.8%	7.2%	5.1%	3.6%			
業務経費の毎年度平均で少なくとも前年度比1%の抑制	前年度比 1%の抑制	—	3.1%	4.5%	4.6%	2.7%			
アウトソーシングの導入及び官民競争入札の検討	—	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
分析機器等の効率的な利用	—	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の検討・評価	—	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><主な定量的指標></p> <p>○業務運営コストの縮減</p> <p>中項目の評定は、小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目 5（項目）× 2点（B） = 10点</p> <p>B：基準点（10）× 9 / 10 ≤ 各小項目の合計点（10） < 基準点（10）× 12 / 10 < 課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定	
① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均	① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前	① 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画期間に毎年度平均で少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制するため、上記(1)～(7)に	<p><その他の指標></p> <p>◇一般管理費（人件費を除く。）の毎年度平均で少なくとも前年度比3%の抑制</p> <p>◇業務経費の毎年度平均で少</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により、前中期目標期間最終年度に比べて毎年度平均で一般管理費で3.6%、業務経費で2.7%の抑制となった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：一般管理費（人件費を除く。）を毎年度平均で前年度比3.6%、抑制しており、</p>		

<p>で少なくとも前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。</p>	<p>年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも前年度比1%の抑制を行う。</p>	<p>掲げる措置に取り組む。</p>	<p>なくとも前年度比1%の抑制</p>	<p>法定外福利厚生費、給与振込み経費及び海外出張旅費の事務に係る経費については、国家公務員の規程に準じた規程により支出した。</p> <p>「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行革事務局決定）に基づき、会費の点検・見直しを行い公益法人等に対する支出状況をホームページにおいて公表することとなっているが、平成26年度は該当がなかった。</p> <p>このほか、平成26年度の予算執行調査事項である、独立行政法人における広報関係経費については、PDF版やホームページの活用により、不要な支出を抑えた。</p>	<p>目標の水準を満たしている。</p> <p><評定と根拠> 評定： B 根拠：業務経費の毎年度平均で前年度比2.7%抑制しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>② 一般管理費については、経費節減の余地がないか厳格な自己評価を行い、適切な見直しを行う。また、引き続きアウトソーシング等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る。</p>	<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>ア 専門的・技術的な知見の必要性が低い業務であって、その全部又は一部を外部に委託することにより効率化が図られるものについては、効果を検証しつつ、引き続きアウトソーシングの積極的な導入を推進するとともに、官民競争入札の導入が可能な業務についても検討を行う。</p>	<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>ア 次に掲げる業務については、関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。また、官民競争入札の導入が可能な業務についても検討する。</p> <p>(ア) 残留農薬分析用標準液等の調製作業 (イ) メールマガジンの配信作業 (ウ) 広報誌の編集及び発送作業 (エ) 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p>	<p><その他の指標> ◇アウトソーシングの導入及び官民競争入札の検討</p>	<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。</p> <p>ア 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調製作業 ・メールマガジンの配信作業 ・広報誌の編集及び発送作業 ・技術情報等の翻訳作業 ・JAS規格見直しに係るアンケート調査票の発送・集計作業（ホームページを活用したアンケート調査の実施を含む。） <p>このほか、官民競争入札については、民間委託を行っていた庁舎管理業務について引き続き検討を行うこととした。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおりアウトソーシングの導入及び官民競争入札の検討を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>
	<p>イ 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等</p>	<p>イ 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を行い、調査結果に基づいて他の地域センター等への移設や他の検査等業務で有効に活用する。また、分析機器の更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基</p>	<p><その他の指標> ◇分析機器等の効率的な利用</p>	<p>イ 分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を行い、調査結果に基づき高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置を仙台センター（仙台市）から神戸センター（神戸市）へ移設する等のほか、62件について、他センターへの移設や他の業務での有効活用を図った。</p> <p>また、分析機器の更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準であ</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり分析機器等を効率的に利用しており、目標の水準を満たしている。</p>

	に資するため、効果的な保守点検を行う。	準に基づく効果的な保守点検を行う。		る「分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。		
	ウ 一般管理費について経費節減の余地がないか厳格な自己評価を行うため、役員及び関係職員からなる委員会を設置して検討・評価し、必要な見直しを行う。	ウ 役員及び関係職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。	<その他の指標> ◇無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の検討・評価	ウ 無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、コピー用紙の再利用等を重点目標として削減に取り組んだ。平成27年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、自己評価を行った。(表1-1-(8)-1参照)	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の検討・評価を実施しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(9)	人件費の削減等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給与水準の適正化と取組状況の公表	給与水準の適正化と取組状況の公表	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		
総人件費の削減等	平成17年度の人件費と比較して6%以上	6%以上	8.4%	15.5%	16.9%	10.4%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標> ○人件費の削減等 中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠> 評価： B 根拠：◇小項目2(項目)×2点(B)=4点 B: 基準点(4)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(4) < 基準点(4)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡	給与水準については、引き続き国家公務員の給与水準を超えないよう努めるとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表する。 また、総人件費についても、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づく政府におけ	<p><その他の指標> ◇給与水準の適正化と取組状況の公表</p> <p><主な定量的指標> ◇総人件費の削減等 ・削減：平成17年度の人件費と比較して6%以上</p>	<p><主要な業務実績> センターの給与体系は国と同水準を維持しており、平成26年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は98.5であった。 役職員の報酬・給与等については、その基本方針と取組状況について平成25年度分までをホームページにおいて公表した。 人事院勧告を踏まえ、職員給与規程を改正し、一般職員俸給表を平均0.3%引上げ、交通用具使用者に係る通勤手当について100円から</p>	<p><評価と根拠> 評価： B 根拠：計画のとおり給与水準の適正化と取組状況を公表しており、目標の水準を満たしている。</p> <p><評価と根拠> 評価： B</p>	評価	

<p>総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。</p> <p>また、平成 23 年度からセンター業務として追加される業務(「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査)による業務量の増加に対して、人員増とならないよう業務の効率化を行う。</p>	<p>素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成 23 年度も引き続き着実に実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比較して、センター全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について 6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。</p> <p>さらに、平成 23 年度からセンター業務として追加される業務(「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査)による業務量の増加に対しては、人員増とならないよう業務の効率化を行うため、必要に応じて業務の実施態勢を見直すとともに、可能な場合は既存の業務を実施する中で併せて行う。</p>	<p>る総人件費削減の取組を踏まえ、国の職員と同様に厳しく見直しを行う。</p> <p>さらに、平成 23 年度からセンター業務として追加された業務(「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査)による業務量の増加に対しては、業務の効率化を行うため、必要に応じて各業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより、人員増とならないよう取り組む。</p>		<p>7,100 円までの幅で引上げ、勤勉手当の支給割合を 0.15 月分引上げた。</p> <p>総人件費については、業務の効率化を図ることにより常勤職員数を平成 18 年 1 月 1 日時点(※)の 722 名から 636 名(平成 27 年 1 月 1 日時点)と 86 名削減することにより、平成 17 年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与を除く。)を 10.4%削減した。</p> <p>平成 23 年度からセンターの業務として追加された業務については、人員増とならないよう引き続き次の取組を実施した。</p> <p>「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導については、立入検査の機会を活用し、普及・指導を実施した。抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、薬剤感受性試験に引き続き簡易試験法を採用するなどの効率化を図る取組を行い、既存業務と併せて実施した。</p> <p>※ 独立行政法人通則法第 60 条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成 18 年 1 月 1 日における職員数は旧 3 法人の職員数を合計したものである。</p>	<p>根拠:平成 17 年度と比較した人件費の削減は 10.4%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
---	---	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(6)	透明性の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
第三者委員会の設置等、適切な方法による評価の実施等による事業の重点化及び透明性の確保	適切な方法による評価の実施等による事業の重点化及び透明性の確保	—	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
			<p><主な定量的指標></p> <p>○透明性の確保</p> <p>中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： —</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>		評定		
複数の候補からの選択を要する事業を実施する場合には、第三者委員会を設置するなど、適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努める。	複数の候補からの選択を要する事業の重点化及び透明性を確保するため、当該事業を実施する場合には、第三者委員会を設置するなど、適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させる。	複数の候補からの選択を要する事業の重点化及び透明性を確保するため、当該事業を実施する場合には、民間企業や監査法人からなる第三者委員会を設置するなどにより事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を次年度の事業の選定・実施に適切に反映させる。	<p><その他の指標></p> <p>◇第三者委員会の設置等、適切な方法による評価の実施等による事業の重点化及び透明性の確保</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>センターの業務は、農林水産大臣の指示により、農業生産資材や食品の検査を執行するものであり、複数の候補からの選択を要する性質のものではないことから、該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： —</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-1-(5)	契約の点検・見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一者応札・応募の改善	一者応札・応募の改善	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		
契約監視委員会における点検・見直し等による契約の適正化	契約監視委員会における点検・見直し等による契約の適正化	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標> ○契約の点検・見直し 中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点 B：基準点（4）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12／10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
<p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を確実に実施することにより、適正化を推進する。この場合において、調査研究業務に係る調達について</p>	<p>契約の適正化を推進するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき一者応札・応募の改善に不断に取り組むとともに、契約監視委員会において契約状況の点検・見直しを行う等の取組を</p>	<p>契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等に基づき、次の取組を行う。 ① 一者応札・応募となった契約のうち、複数の応札が可能と考えられる契約については、幅広</p>	<p><その他の指標> ◇一者応札・応募の改善 ◇契約監視委員会における点検・見直し等による契約の適正化</p>	<p><主要な業務実績> 契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、次の取組を行った。 ① 平成22年度に改正した「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約の減少に努めた結果、競争性のない随意契約件数は平成25年度に比べ1件減少し7件となった。 全契約に占める競争性のない契約の割合</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり一者応札・応募の改善に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。 評定： B</p>	

<p>は、他の独立行政法人の事例等も参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>着実に実施する。この場合において、調査研究業務に係る調達に透明性を高め、効果的な契約の在り方を追求するため、他の独立行政法人の優良な事例等を収集する。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。</p> <p>② 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、センターでの応用の可能性を検討する。</p> <p>③ センターと密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、センターから当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。</p> <p>また、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。</p>		<p>は平成25年度に比べ2.5ポイント減少して6.1%となった。</p> <p>なお、競争性のない随意契約となった7件については契約監視委員会において事後評価を行い、その妥当性を確認した。（表1-1-(5)-1参照）</p> <p>一者応札・応募の改善については、引き続き、メールマガジンを活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組を行った。その結果、一者応札・応募の割合は44.9%となり6.9ポイント減少となった（平成25年度実績51.8%）。</p> <p>これら一者応札・応募の案件については、契約監視委員会において審議及びフォローアップを行った。特に、平成25年度に引き続き2か年連続して一者応札・応募となった案件については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、改善に向けた取組を記した「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成し、契約監視委員会への報告し事後点検を受けた後、ホームページで公表するとともに、改善の取組として、アンケートによる事業者への聞き取りを行い、アンケート結果を受け、契約から納品までの期間を十分とるなど、入札条件の改善を図った。</p> <p>また、契約状況のフォローアップについては平成25年度分をホームページに公表した。</p> <p>② 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、センターでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに適用できる事例は見受けられなかった。</p> <p>③ センターで管理監督の地位にあった者が再</p>	<p>根拠：計画のとおり契約監視委員会における点検・見直し等による契約の適正化に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>就職しており、かつ、センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人との契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からセンターのホームページで公表することとしており、平成26年度は該当する契約はなかった。</p> <p>平成24年6月1日に行政改革実行本部で決定された「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づき、平成25年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。</p> <p>なお、農林水産省によるセンターから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	農業生産資材の安全等の確保に関する業務		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	－	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
肥料関係業務の重点化・効率化	肥料関係業務の重点化・効率化	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		
農薬関係業務の重点化・効率化	農薬関係業務の重点化・効率化	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		
飼料及び飼料添加物関係業務の重点化・効率化	飼料及び飼料添加物関係業務の重点化・効率化	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		
土壌改良資材関係業務の重点化・効率化	土壌改良資材関係業務の重点化・効率化	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○農業生産資材の安全等の確保に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目4（項目）×2点（B）＝8点</p> <p>B：基準点（8）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（8）<基準点（8）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定	
① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査は、安全を確保する観点から、	① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、生産業者につ	① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 生産業者については、農林	<p><その他の指標></p> <p>◇肥料関係業務の重点化・効率化</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 肥料関係業務 肥料取締法に基づく立入検査については、次の取組を行った。 ア 生産業者について、農林水産省の検査計</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり肥料関係業務について重点化・効率化し</p>		

<p>生産及び輸入に係る事業場の品質管理実態を踏まえ、対象の事業場を重点化する。</p> <p>また、収去品の検査は、対象の事業場の品質管理実態を踏まえ、有害成分を重点的に行うこと等により、効率的に実施する。</p>	<p>いては品質管理がより必要な事業場に重点化するとともに、事業場の生産実態を踏まえて効率的に実施する。輸入業者については流通経路の把握に努め、在庫のある事業場に重点化し効率的な立入検査を実施する。立入検査の実施に当たっては、次年度の立入検査実施方針の策定に資するため、必要な情報を農林水産省へ提供する。</p> <p>また、収去品の検査を効率的に実施するため、対象の事業場の品質管理実態を踏まえて、有害成分の検査に重点化するとともに、その他の成分は必要最小限の項目の検査に留める。</p>	<p>水産省の検査計画の策定に資するよう、品質管理がより必要な事業場及び牛の部位を使用して肥料の生産を行う事業場に重点化した対象事業場のリストを整備する。また、輸入業者については、国内で生産された肥料と同様に効率的な検査計画に資するよう、流通経路の把握に努め、輸入肥料の検査対象事業場の選定等を実施する。</p> <p>イ 立入検査を効率的に実施するため、立入検査の実施時期を集中して行う。</p> <p>ウ 立入検査の結果等から次年度の立入検査実施方針の策定に資するために必要な情報を整理し、農林水産省へ提供する。</p> <p>エ 収去品の検査を効率的に実施するため、立入検査の対象事業場の品質管理実態を踏まえて、有害成分の検査に重点化するとともに、その他の成分は必要最小限の項目の検査に留める。</p>		<p>画の策定に資するため、品質管理がより必要な事業場及び牛の部位を使用して肥料生産を行う事業場のリストを整備した。また、輸入業者については、効率的な検査計画に資するため、流通経路を把握し、検査対象となる事業場の選定等を実施したほか、輸入肥料の重金属含有量等の調査（110 試料、成分点数 376 点）を行い、農林水産省に報告した。</p> <p>イ 立入検査は、効率的に実施するため月ごとに立入検査の実施時期を集中して行った。また、農林水産大臣の指示により、無登録肥料の生産、販売の疑義のある製造業者（1 業者、2 事業場）に対して、肥料の原料、生産工程、出荷状況の立入検査を追加し実施した。</p> <p>ウ 肥料の生産業者の肥料製造における品質管理の向上を図るため、立入検査に際して品質管理の実態調査を実施し、必要に応じて改善指導を行うとともに、今後の立入検査対象の重点化のため、その結果を取りまとめ農林水産省に報告した。</p> <p>エ 収去品の検査を効率的に実施するため、検査項目の重点化を図った。具体的には、化成肥料等の品質確保のための保証成分の検査に当たっては、生産業者の品質管理実態に応じて検査項目を絞り込み、一方、安全性の検査に当たっては、公定規格で規制されているひ素やカドミウムは必ず検査することとした。</p>	<p>ており、所期の目標を達成している。</p>
<p>② 農薬関係業務</p> <p>農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく立入検査は、全製造場に対する定期的な実施を基本としつつ、これまでの立入検査の結果等を踏まえ、対象の製造場を重点化する。</p> <p>また、集取品の検査に当たっては、必要に</p>	<p>② 農薬関係業務</p> <p>農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化す</p>	<p>② 農薬関係業務</p> <p>農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 農林水産省と連携し、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化して実</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇農薬関係業務の重点化・効率化</p>	<p>② 農薬関係業務</p> <p>農薬取締法に基づく立入検査について次の取組を行った。</p> <p>ア 製造場に対する立入検査は、農林水産省と連携し、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び平成 25 年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化して 72 件実施した。</p> <p>イ 集取品の検査については、検査に係る作業の進行管理を適切に行い、全ての検査項</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり農薬関係業務について重点化・効率化しており、目標の水準を満たしている。</p>

<p>応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行い、効率的に実施する。</p>	<p>る。 また、集取品の検査に当たっては、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行い、効率的に実施する。</p>	<p>施する。 イ 集取品の検査を効率的に実施するため、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行う。</p>		<p>目について実施できたことから、分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行う必要はなかった。</p>	
<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づく立入検査は、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。また、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)に基づく収去品又は集取品の検査は、検査内容に応じて、時期を集中して収去品等を集め分析を行うこと等により、効率的に実施する。</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、過去の検査結果や国内外における飼料の安全性に関する動向等を踏まえ、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。また、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)に基づく収去品又は集取品の検査は、検査内容に応じて時期を集中して収去品等を集め分析を行うこと等により効率的に実施する。</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づく立入検査については、農林水産省と連携しつつ飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の検査に重点化する。 (ア) 飼料への有害物質の混入防止に係る検査 (イ) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る検査 (ウ) 抗菌性物質を含む飼料及び飼料添加物の検査 (エ) 食品残さ等利用飼料に係る検査 イ 飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)に基づく収去品又は集取品の検査を効率的に実施するため、検査内容に応じて時期を集中して収去品等を集め分析を行う。</p>	<p><その他の指標> ◇飼料及び飼料添加物関係業務の重点化・効率化</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づく立入検査については、農林水産省と連携しつつ飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の検査に重点化を図り実施した。 (ア) 飼料への有害物質の混入防止に係る検査(459件) (イ) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る検査(378件) (ウ) 抗菌性物質を含む飼料及び飼料添加物の検査(30件) (エ) 食品残さ等利用飼料に係る検査(9件) イ 飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)に基づく立入検査は、農林水産省と連携しつつ、ペットフードの製造、輸入数量及び業務形態を勘案して、立入検査先を選定することにより重点化を図るとともに、収去品又は集取品の検査を効率的に実施するため、農林水産大臣の指示に基づき、検査内容に応じて時期を集中して行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり飼料及び飼料添加物関係業務について重点化・効率化しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>④ 土壌改良資材関係業務 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づ</p>	<p>④ 土壌改良資材関係業務 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査は、農林水産大臣の</p>	<p>④ 土壌改良資材関係業務 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査については、次の取組を行う。</p>	<p><その他の指標> ◇土壌改良資材関係業務の重点化・効率化</p>	<p>④ 土壌改良資材関係業務 地力増進法に基づく立入検査については、次の取組を行った。 ア 農林水産省と連携し、過去5か年間の立</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり土壌改良資材関係業</p>

<p>く立入検査は、表示が不適切であった製造業者、新規業者等に重点化を図り、効率的に実施する。</p>	<p>指示により、過去の立入検査の結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化するとともに、検査の時期を集中化する等により、効率的に実施する。</p>	<p>ア 表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化して実施する。このため、立入検査の実施に当たっては、農林水産省と十分連携して行う。</p> <p>イ 集取品の検査を効率的に実施するため、検査の時期を集中して集取品を集め試験を行う。</p>		<p>入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者 12 件及び新規業者 11 件を立入検査の対象に含めた検査計画を作成し検査の重点化を行った。また、農林水産大臣の指示により、表示が不適切な製造業者（1 業者・2 事業場）に対して立入検査を追加し実施した。</p> <p>イ 集取品の検査を効率的に実施するため、農林水産省と連携して、7～9 月に集中して立入検査を実施した。また、集取品については、各月ごとに集取する種類を集中させた。</p>	<p>務について重点化・効率化しており、目標の水準を満たしている。</p>	
---	---	---	--	--	---------------------------------------	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成 26 年度自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-2-(2)	農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
食品表示の監視業務の重点化・効率化等	食品表示の監視業務の重点化・効率化等	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		
登録認定機関の調査業務の重点化・効率化	登録認定機関の調査業務の重点化・効率化	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p> <p>中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目 2 (項目) × 2 点 (B) = 4 点</p> <p>B: 基準点 (4) × 9 / 10 ≤ 各小項目の合計点 (4) < 基準点 (4) × 12 / 10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。)に基づく食品表示の監視業務は、過去の JAS 法違反の傾向等を踏まえて監視対象の重点化を図るとともに、食品表示	① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。)に基づく食品表示の監視業務は、過去の JAS 法違反の傾向等を踏まえて監視対象を重点化するとともに、食品表示の真	① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。)に基づく食品表示の監視業務については、次の取組を行う。	<p><その他の指標></p> <p>◇食品表示の監視業務の重点化・効率化等</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① JAS 法に基づく食品表示の監視業務については次の取組を行った。</p> <p>ア 監視対象品目の重点化及び食品表示の真正性を確認するための科学的に基づく検査(以下「科学的検査」という。)の効率化を図るため、次の取組を行った。</p> <p>(ア) 過去に JAS 法に基づく指示が行われたり、検査で不適合の割合の高かった品目等に重点化し 3,488 件実施した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり食品表示の監視業務について重点化・効率化しており、目標の水準を満たしている。</p>	評価	

<p>の真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）については、特定の時期に計画的に買い上げ、これを集中的に分析すること等により、効率的に行う。</p> <p>なお、食品表示監視業務の科学的検査については、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、各センター等間における業務量の変化に対応した人員配置の適正化を図る。</p>	<p>学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）については、農林水産省の指示の下で特定の時期に特定の品目を計画的に買い上げ、これを集中的に分析すること等により効率的に行う。</p> <p>なお、食品表示監視業務の科学的検査については、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、各センター等間における業務量の変化に対応して適正な人員配置を行う。</p>	<p>う。）の効率化を図るため、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 過去にJAS法に基づく指示が行われた品目や検査で不適合の割合が高かった品目について重点的に検査を実施する。</p> <p>(イ) 特定の時期に特定の品目を計画的に買い上げ、集中的に分析するため、科学的検査の実施時期等に関する年間計画を策定する。</p> <p>(ウ) 科学的検査の計画及び実施に当たっては、農林水産省の指示の下、同省が行う調査との連携を進める。</p> <p>イ 食品表示監視業務の科学的検査について、処理件数等の業務量に大きな変化が生じた場合は、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、人員配置の見直しを行う。</p>	<p>(イ) 表示偽装の起こりやすい国産品の端境期を考慮し、集中的に分析を行うために科学的検査の実施時期等に関する年間計画を策定した。</p> <p>(ウ) 農林水産省の指示の下、農政局地域センター等と連携を強化し、以下の調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農政局地域センター等が実施する表示状況調査に合わせて、センターが検査品を買い上げ、科学的検査を実施した。 ・ 農政局地域センター等が実施する中間流通業者・加工業者への調査にセンター職員が同行し、現地で検査品をサンプリングし、科学的検査を行った。 <p>イ 人員配置の適正化については平成23年度に見直しを行ったところであり、平成26年度における食品表示監視業務の科学的検査について、処理件数等全体の業務量に大きな変化はなかった。</p>	<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17011」という。）に適合した調査を的確かつ効率的に行う。</p> <p>また、定期的調査に</p>	<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17011」という。）に基づいて業務を推進し、調査手順書等の基準文書によりの確かつ効率的に実施する。</p> <p>また、定期的調査に当たっては、前年度の定期的調</p>	<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行った。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新に係る調査並びに定期的調査をISO/IEC 17011に基づき適切に実施するため、次により行った。</p> <p>(ア) 「登録認定機関等の調査等業務品質マニュアル」、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査規程」、「登録認定機関及び登録外国認定機関の定期的調査規程」等、基準文書の改正を行った。</p> <p>また、ISO/IEC17011に基づく業務執行体制を維持するため、調査員内部研修により調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行った。</p> <p>(イ) 定期的調査に係る事業所調査に当たっては、登録認定機関ごとにその認定事業</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり登録認定機関の調査業務について重点化・効率化しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17011」という。）に適合した調査を的確かつ効率的に行う。</p> <p>また、定期的調査に</p>	<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17011」という。）に基づいて業務を推進し、調査手順書等の基準文書によりの確かつ効率的に実施する。</p> <p>また、定期的調査に当たっては、前年度の定期的調</p>	<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査を「ISO/IEC 17011 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17011」という。）に基づいて適切かつ効率的に実施するため、次により行う。</p> <p>(ア) 関係する基準文書の見直しを行うとともに、調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行う。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇登録認定機関の調査業務の重点化・効率化</p>	<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については次の取組を行った。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新に係る調査並びに定期的調査をISO/IEC 17011に基づき適切に実施するため、次により行った。</p> <p>(ア) 「登録認定機関等の調査等業務品質マニュアル」、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査規程」、「登録認定機関及び登録外国認定機関の定期的調査規程」等、基準文書の改正を行った。</p> <p>また、ISO/IEC17011に基づく業務執行体制を維持するため、調査員内部研修により調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行った。</p> <p>(イ) 定期的調査に係る事業所調査に当たっては、登録認定機関ごとにその認定事業</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり登録認定機関の調査業務について重点化・効率化しており、目標の水準を満たしている。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり登録認定機関の調査業務について重点化・効率化しており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>については、過去の不適合の状況を勘案して、調査等の重点化を図る。</p>	<p>査で不適合が見られた登録認定機関について、認定業務が適切に行われているかを確認するための認定業務の現場に立ち会って行う調査（以下「立会調査」という。）及び当該登録認定機関が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）において格付業務が適切に行われているかを確認するためのJAS製品の検査を重点化する。</p>	<p>(イ) 定期的調査は、原則として登録認定機関ごとに1回実施する。</p> <p>イ 定期的調査に当たっては、認定業務が適切に行われているかを確認するための認定業務の現場に立ち会って行う調査（以下「立会調査」という。）及び当該登録認定機関が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）において格付業務が適切に行われているかを確認するためのJAS製品の検査の重点化を図るため、平成25年度の定期的調査等で不適合が見られた登録認定機関について、それぞれ通常の件数の1.2倍程度の件数を行う。</p>		<p>者数等を勘案した調査計画を作成し、進行管理表等により立会調査及び格付品検査の進捗状況を把握し、計画的に実施した。</p> <p>定期的調査は、年度途中で認定業務を廃止した登録認定機関（9機関）を除き115機関132事業所（うち、登録外国認定機関25機関25事業所）を対象として、立会調査及び格付品検査と連動して各1回実施した。</p> <p>イ 平成25年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関について、通常の調査件数（※）の1.2倍程度の立会調査（実施件数129件/通常の調査件数106件）及び格付品検査（実施件数277件/通常の検査件数229件）を実施し重点化を図った。</p> <p>（※）通常の調査件数とは、センターの手順書により定めた基準により、各登録認定機関の認定事業者数に基づいて算出されたものであり、認定業務の調査を適正に行うために必要な件数である。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(3)	調査研究業務		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調査研究課題の重点化	80%以上	80%以上	93%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標> ○調査研究業務 中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠> 評価： B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B:基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) <基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、次の課題に重点化を図り、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。	レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、次の課題に重点化を図り、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。	レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、調査研究業務については、次の課題に重点化し、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。	<p><主な定量的指標> ◇調査研究課題の重点化 【重点課題比率80%以上】</p>	<p><主要な業務実績> 実施した調査研究は44課題あり、全て重点課題であった。【重点課題比率100%(44/44)】 (別紙「調査研究課題一覧」参照)</p>	<p><評価と根拠> 評価： B 根拠：調査研究の課題数の全体に占める重点課題数の比率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>		
① 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料の分析法として国が定める分析基準を満たす分析法を選択して用いることを認めるクライテリアアプロ	① 肥料の検査等に関する調査研究 ア 肥料の分析法として国が定める分析基準を満たす分析法を選択して用いることを認めるクライテリアアプロ	① 肥料の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。 ア 農林水産省が策定するクライテリアアプローチを導入するためのガイドラインの検討に資する科学データ		<p>① 肥料の検査等に関する調査研究12課題を次のとおり実施した。(別紙「調査研究課題一覧」参照) ア 肥料の分析法として国が定める分析基準を満たす分析法を選択して用いることを認めるクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能</p>			

<p>一チの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する課題、新たな分析法の確立に関する課題並びに安全の確保に必要な課題。</p>	<p>チの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する課題 イ 肥料の分析法の開発及び改良 ウ 肥料の有効性及び安全の確保に必要な課題</p>	<p>を得るための調査 肥料中の水溶性けい酸試験法の性能規準調査 イ 肥料の分析法の開発及び改良 肥料中の有害成分等の分析法の開発・改良 ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究 (ア) 汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積及び作物への吸収試験 (イ) 肥料分析の精確性の維持に必要な肥料認証標準物質の開発</p>		<p>規準及び妥当性の確認に関する課題(1 課題) イ 肥料の分析法の開発及び改良(8 課題) ウ 肥料の有効性及び安全の確保に必要な課題(3 課題)</p>		
<p>② 農薬の検査等に関する調査研究については、農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針(以下「テストガイドライン」という。)への対応及び農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題。</p>	<p>② 農薬の検査等に関する調査研究 ア 経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針(以下「テストガイドライン」という。)等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題 イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題</p>	<p>② 農薬の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。 ア 経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針等の国際的枠組みの策定及び国内への導入に当たり必要な課題 農薬の河川一次生産者(水生植物)に対する環境影響評価手法の高度化の検討 クロロフィル遅延発光を利用した高等水生植物(ウキクサ等)に対する農薬の影響評価手法の検討 イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題 (ア) 土壌に残留した農薬の後作物残留リスクに関する評価法の検討 温度及び土壌水分を一定とした条件下での</p>		<p>② 農薬の検査等に関する調査研究3 課題を次のとおり実施した。(別紙「調査研究課題一覧」参照) ア 経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針(以下「テストガイドライン」という。)等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題(1 課題) イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題(2 課題)</p>		

		<p>作物移行性試験の実施により、水で抽出される土壌中の農薬量と作物体中の農薬量の関係についての解析</p> <p>(イ) 農耕地における土壌環境中予測濃度算定のための土壌中の農薬動態解析手法の改良</p> <p>農薬動態予測モデルについて、日本の地理・気候条件等を反映した標準シナリオの策定及びプログラムの操作性の改良</p>			
<p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の公定分析法の確立などの安全の確保に必要な課題。</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究</p> <p>ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良</p> <p>イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良</p> <p>ウ 抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査</p> <p>エ 飼料等の安全確保に必要な課題</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。</p> <p>ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良</p> <p>飼料中の安全性に係る基準値が設定(設定予定を含む。)されていて飼料分析基準に記載されていない成分の分析法等の開発・改良、病原微生物の分析法等の開発・改良</p> <p>イ 愛玩動物用飼料等の検査法の開発及び改良</p> <p>愛玩動物用飼料中の成分規格等が設定されていて愛玩動物用飼料等の検査法に記載されていない成分の分析法等の開発・改良</p> <p>ウ 農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌発現モニタリング調査・解析</p> <p>エ 農林水産省からの要請に</p>		<p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究 10 課題を次のとおり実施した。(別紙「調査研究課題一覧」参照)</p> <p>ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良(7 課題)</p> <p>イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良(2 課題)</p> <p>ウ 抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査(1 課題)</p> <p>エ 農林水産省からの要請がなかったため、該当する事案はなかった。</p>	

		基づく、飼料等の安全確保に係る事項等の調査				
④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究については、食品表示の科学的検査のため、監視業務への活用が可能な分析技術の開発・改良に関する課題。	④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究 ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良 イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良 ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良	④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究については、次の課題を実施する。 ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良 ゴボウ、タマネギ等の元素分析、DNA分析等の手法による原産地判別法の開発又は改良 イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良 小麦加工品、野菜冷凍食品等の元素分析、DNA分析等の手法による原材料、その原産地判別法の開発又は改良		④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究 19 課題を次のとおり実施した。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良(7 課題) イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良(12 課題)		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(4)	情報提供業務		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
情報提供業務の重点化	情報提供業務の重点化	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○情報提供業務</p> <p>中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点</p> <p>B:基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
<p>相談窓口業務については、センターの専門性を生かして、企業等からの技術的な相談のみに対応し、相談業務を縮減する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>また、センターが主催する講習会等については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を</p>	<p>相談窓口業務については、センターの専門性を生かして、企業等からの技術的な相談のみに対応し、消費者相談専用電話の廃止により相談業務を縮減する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>また、センターが主催する講習会等については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供</p>	<p>相談業務の縮減及びセンターが主催する講習会の重点化のため、次の取組を行う。</p> <p>① 相談窓口業務は、農業生産資材及び食品等に関する企業等からの技術的な相談に対して、センターの専門的・技術的知見を活用して的確に対応する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>② センターが主催する講習会</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇情報提供業務の重点化</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 相談窓口業務においては、企業等からの肥料、農薬、飼料及び飼料添加物、愛玩動物用飼料、土壌改良資材、食品表示等に関する相談10,078件に対応した。また、消費者からの相談については、行政サービスの一環として対応した。(表1-2-(4)-1参照)</p> <p>② センターが主催する講習会については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し30回開催した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり情報提供業務について重点化しており、目標の水準を満たしている。</p>	

	<p>事業者等へ提供するものに特化し、重点化を図る。</p>	<p>するものに特化し、重点化する。</p> <p>なお、相談業務の縮減に係る人員については、他部門への異動等により適切に対応する。</p>	<p>は、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化する。</p>				
--	--------------------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(5)	関係機関との連携		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
関係機関と効果的連携体制の構築	関係機関と効果的連携体制の構築	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		
国民生活センターとの協定に基づいた対応	国民生活センターとの協定に基づいた対応	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○関係機関との連携</p> <p>中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目2(項目)×2点(B)=4点</p> <p>B: 基準点(4)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(4) < 基準点(4)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。	センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。	① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行う。	<その他の指標>	<主要な業務実績>	<評価と根拠>		
<p>なお、国民生活センターとの連携については、</p>	<p>なお、国民生活センターが実施する商品テスト事</p>	<p>ア 表示監視業務において、各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に参画する。</p> <p>イ 表示監視業務において、都</p>	◇関係機関と効果的連携体制の構築	<p>① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に、各1回以上、計89回参画した。</p> <p>イ 都道府県等の表示監視部門及び警察からの協力要請に応じて科学的検査を66件</p>	<p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり関係機関との効果的な連携体制を構築しており、目標の水準を満たしている。</p>		

同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。	業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。	道府県が行う食品表示の科学的検査若しくは調査への協力要請又は技術支援等の要請があった場合には、可能な限り応じる。		実施した。また、都道府県等からの立入検査等への協力要請には全て応じ、10件（13事業所）の立入検査等に協力するとともに、その際入手した17件の製品等について科学的検査を行った。		
		② また、大学、研究機関等との連携については、必要に応じて協定を結ぶ等連携の効果が高まるよう、適切に対応する。	<その他の指標> ◇国民生活センターとの協定に基づいた対応	② 神戸大学及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所と締結した協定に基づき、研究等に係る連携を図った。		
		③ 国民生活センターとの連携については、両者間の協定に基づき、適切に対応する。		③ （独）国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づき、当センターが分析対応する必要がある事案はなかった。なお、国センとの合意（平成20年3月3日合意）に基づき当センターの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（1回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用、消費者事故情報の国センへの提供等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり国民生活センターとの協定に基づいて対応しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-1-(3)	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入の確保	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○自己収入の確保</p> <p>中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点</p> <p>B:基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
センターの事業の目的を踏まえつつ、事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受益者の負担の適正化を図ること等により、自己収入の確保に努める。	自己収入を確保するため、事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応する。また、受益者の負担が適正に反映されるよう手数料の見直し等を行うとともに、事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて周知・広報に努める。なお、寄付金の申し出があった場合には、センターの業務が高度の中立・公正を求められるものであるこ	自己収入を確保するため、次の取組を行う。 ① 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応する。 ② 独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)が主催する講習会を有料で開催する。 ③ 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。	<p><その他の指標></p> <p>◇依頼検査、講師派遣等に関する手数料の見直し、有料化についての周知・広報による自己収入の確保</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>自己収入を確保するため、次の取組を行い、自己収入として、46,435千円を確保した。また、講習事業及び標準試料の売払については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握した。</p> <p>なお、事業者からの依頼に基づく講師派遣等については自己収入を確保する観点から、受益者負担を原則として手数料等を徴収している。手数料等の計算式は次のとおりである。</p> <p>手数料等の計算式</p> <p>手数料等=(人件費(講習又は研修にあっては講師料)+物件費+受託調査分析等に直接必要な経費+会場費+事務処理経費+講習(研修)に係る原稿料)×(1+消費税率)+旅費</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり依頼検査、講師派遣等により自己収入を確保しており、目標の水準を満たしている。</p>	

		<p>とを踏まえ、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>	<p>④ 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>		<p>(表 1-1-(3)-1 参照)</p> <p>① 事業者等からの依頼に応じて、検査及び講師の派遣を積極的に行い、農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するための技術的な情報を提供した。</p> <p>② 食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会等センターが主催する講習会を有料で実施した(20回)。</p> <p>③ 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。</p> <p>④ 寄付金の申し出はなかった。</p>		
--	--	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-1-(4)	保有資産の見直し等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
① 堺ほ場の廃止等、不要資産の国庫への返納	不要資産の国庫への返納	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		
② 保有する特許権の必要性吟味と利用拡大に向けた周知の実施	保有する特許権の必要性吟味と利用拡大に向けた周知の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○保有資産の見直し等</p> <p>中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目2(項目)×2点(B)=4点</p> <p>B: 基準点(4)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(4) < 基準点(4)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
① 保有資産については、肥料に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約化することにより、堺ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納するとともに、その他の保有資産についても、その利用度等の	① 保有資産については、肥料に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約化することにより、堺ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納する。また、平成23年度には、政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及	① 保有資産の見直し等については、次の取組を行う。 センターの保有資産については、利用度等を調査し、また、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として農林水産省独立行政法人評価委員会に通知	<p><その他の指標></p> <p>◇堺ほ場の廃止等、保有資産の見直しによる不要資産の国庫への返納</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所（農薬検査部、神戸センター、福岡センター）、ほ場1箇所（岩槻ほ場）、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。(表 1-1-(4)-1 参照)</p> <p>なお、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。</p>	評価	

<p>観点から保有の必要性について不断の見直しを行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。</p>	<p>び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を国庫へ返納する。</p> <p>なお、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、その他の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不断に見直し、不要な資産は国庫への返納を行う。</p>	<p>される事項を参考にしつつ、保有の必要性を不断に見直す。</p>				
<p>② 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図る。</p>	<p>② 特許権については、登録・保有コストの削減を図るため、センターにおける特許権の保有目的が、検査等業務に必要な技術の特許権を第三者に取得され、業務の実施に支障が生じることを防止するものであることを踏まえつつ、特許権を保有することの必要性を十分吟味する。また、特許収入の拡大を図るため、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)に基づく技術移転機関と連携することにより、センターが保有する特許権の周知等を行う。</p>	<p>② センターが特許権を保有する目的を明確化するため平成23年度に見直した規程類に基づき、特許等の保有についてその必要性を点検する。</p> <p>また、特許収入の拡大を図るため、センターが保有する特許権を、独立行政法人工業所有権情報・研修館等が運営する開放特許情報データベース等への登録により、周知・広報する。</p>	<p><その他の指標> ◇保有する特許権の必要性吟味と利用拡大に向けた周知の実施</p>	<p>② 特許権については登録・保有コストを削減する観点から、役職員で構成する職務発明審査会において、保有する特許について保有の必要性の検証を行った。その結果、現在保有する特許については、実施許諾実績及び保有コスト等を踏まえ、すべて維持することとした。(表1-1-(4)-2参照)</p> <p>また、特許収入の拡大に資するよう、現在業務に活用している特許については独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースへの登録等により周知・広報を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり保有する特許権の必要性の検証と利用拡大に向けた周知を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

<p> </p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(7)	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
①役員会を最高意思決定機関とする法人運営、内部監査、マネジメントレビュー等の実施による継続的な業務改善活動の推進、役職員の法令遵守の徹底	継続的な業務改善活動の推進、役職員の法令遵守の徹底	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
②外部有識者からの助言の受け入れによる国民目線を取り入れた改善への取組に基づく改善	国民目線を取り入れた改善への取組に基づく改善	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><主な定量的指標></p> <p>○内部統制の充実・強化</p> <p>中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2項目)×2点(B)=4点</p> <p>B:基準点(4)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(4) <基準点(4)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定	
<p>理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会</p>	<p>理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政</p>	<p>理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇役員会を最高意思決定機関とする法人運営、内部監査、マネジメントレビュー等の実施による継続的な業務改善活動の推進、役職員の法令遵守の徹底</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>内部統制の更なる充実・強化を図るため、次の取組を行った。</p> <p>① 適切な法人運営を行うとともに継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 役員会を10回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり役員会を最高意思決定機関とする法人運営、内部監査、マネジメントレビュー等の実施による継続的</p>		

<p>が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。</p>	<p>法人における内部統制と評価について」のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、次の取組を行う。</p> <p>① 役員会を最高意思決定機関とする法人運営を行うとともに、業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査の実施、マネジメントレビューの実施等PDCAサイクルによる継続的な業務改善活動を推進する。</p> <p>また、コンプライアンス委員会等での審議結果を踏まえ、役職員の法令遵守を徹底する。</p>	<p>て」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、次の取組を行う。</p> <p>① 適切な法人運営を行うとともに、継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 法人運営に関する重要事項については、原則として毎月開催する役員会で審議・決定し、各部署に指示を行う。</p> <p>イ 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。</p> <p>ウ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。</p> <p>エ 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産省独立行政法人評価委員会が行った平成25年度の業務の実績の評価結果等について理事長が検討・分析し、改善の指示を行うため、組織及び業務の運営についてマネジメントレビューを実施する。</p> <p>オ 役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念</p>		<p>指示を行った。また、役員・所長等会議を4回開催し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底した。</p> <p>イ 年度計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において審議することにより予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。</p> <p>ウ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室において行い、その結果についてマネジメントレビュー等で審議し、業務運営の改善に反映させた。</p> <p>会計監査については、リスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。</p> <p>また、監査能力の維持・向上を図るため、新たに業務監査室に配置された1名に外部研修機関が実施するISO9001内部監査員研修を受講させた。</p> <p>さらに、内部監査で検出した不適合17件に対しては、必要な再発防止処置を行い、業務の改善を図った。不適合の内訳は次のとおりであった。</p> <p>なお、内部監査の結果検出された不適合及びその再発防止処置等については概要を取りまとめ、本部の職員からなる業務改善委員会において審議を行うとともにその後の処置状況についてマネジメントレビューを実施し、職員への注意喚起及び改善措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準文書に基づく記録書類に不備がある（軽微な不適合3件） <p>（具体的事例）検査野帳について、検査試料の保管記録、保留記録、廃棄年月日の全て又は一部未記載のものがある。</p> <p>（原因究明）当該関係欄については検査成績の決裁終了後、所要の期間を経た後に記入することとなるため、一部について失念していたものである。</p>	<p>な業務改善活動の推進、役職員の法令遵守の徹底に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>	
---	---	---	--	--	---	--

			<p>及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。</p>		<p>(再発防止処置) これまで、検査野帳の中に、検査試料の保管、保留及び廃棄に係る記録欄を設けていたことが、記入の失念を招く大きな要因であると判断されたため、検査野帳から当該記録欄を削除し、検査試料の保管、保留及び廃棄については別の台帳を整備して管理を行うこととした。</p> <p>他 2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準文書に基づく実施に不備がある (軽微な不適合 14 件) <p>(具体的事例) 新規採用者に係る赴任旅費について、住居の移転を伴わない場合であるにもかかわらず、自宅から勤務先までの旅費が支給されていた。</p> <p>(即時措置) 支給した赴任旅費を回収した。</p> <p>(原因究明) 新規採用者から提出された住民票に記載されている前住所から現住所への移転を、採用に伴う移転と誤認したため。</p> <p>(再発防止処置) 赴任旅費申告書の様式を変更し、新規採用に伴う住居の移転の有無を明記することとした。</p> <p>他 13 件</p> <p>なお、不適合 17 件は、いずれも業務の結果が無効となるもの又はセンターに対する信頼性を損なうおそれがある不適合として内部監査実施マニュアルで「重大な不適合」と定義されるもの以外の「軽微な不適合」であった。</p> <p>エ 平成 26 年度の内部監査の結果、平成 25 年度の業務実績の評価等を踏まえてマネジメントレビューを実施し、抽出された優先的に対応すべき重要な課題等への対応について、理事長から本部の部長に対して指示を行った。</p> <p>マネジメントレビューにおける理事長指示への対応状況については取りまとめて、理事長へ報告した。</p> <p>オ コンプライアンス委員会において平成</p>		
--	--	--	--------------------------------------	--	--	--	--

26年度のコンプライアンスの取組についての審議を行った。また、グループウェアを通じてコンプライアンス・マニュアルについて役職員へ周知徹底を図るとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。さらに、管理者研修、主任調査官等研修、専門調査官等養成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。

またこの他、次の取組を行った。

(7) 平成25年度の業務について監事による監査が行われ、中期計画及び年度計画の達成状況や業務運営の合理化・適正化等についての報告書が理事長に提出された。理事長は、報告書において優先的に対応すべき重要な課題として指摘された課題について職員に対応を指示し、その対応状況を取りまとめ監事に報告した。監事監査において内部統制に関する指摘及び対応状況は次のとおり。

・監事の指摘

内部統制の一層の充実を図るためには、役職員一人一人の引き続きの意識の向上、組織課題の共有等が重要です。内部統制をより効果的に機能させるべく、職場におけるリスクの整理、検証、法令遵守に向けた措置等を常に意識する具体的なリスクの低減、予防措置を講ずることが重要です。

・指摘への対応状況

内部統制に係るリスクの洗い出し・評価については、業務の達成を阻害する要因をリスクと捉えて管理表を作成した。

法令に基づく届出に係る対応については、業務管理課長等会議において、届出者の異動があった際には遅

					<p>滞なく変更手続きを行うこと、届出事務担当者が異動する際には、後任者へ事務引継を行うことなどを周知した。</p> <p>労働安全衛生関係法令等遵守の対応については、労働安全衛生コンサルタントによる安全衛生診断を実施し、リスクの洗い出しを行った。また、当該診断結果を踏まえた対応として、「FAMIC安全衛生方針」を定め職員に周知した。</p> <p>(イ) 独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、平成 25 年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、その財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。</p> <p>(ウ) 理事長自らが、各地域センターへ赴き、年度計画の内容やセンターが果たすべき使命等について、全職員への説明と意見交換を行った。</p> <p>なお、内部統制については、内部監査、マネジメントレビュー、監事監査等を通じて行っているところであり、一層の充実を図るため、理事長のリーダーシップの下、リスク管理対応体制の確立等に取り組み、労働安全衛生におけるリスクの洗い出し等を行った。</p>		
	<p>② 外部有識者から業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた改善に取り組む。</p>	<p>② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会において業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。</p>	<p><その他の指標> ◇外部有識者からの助言の受け入れによる国民目線を取り入れた改善への取組に基づく改善</p>	<p>② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、平成 25 年度業務実績評価、平成 26 年度計画と実施状況、独立行政法人の見直しなどについて説明を行った。外部の有識者からは、「残留農薬の分析について、都道府県等でも行っているが技術力が低下しているところがある。残留農薬の分析に係る技術について、情報発信に努めてほしい。」等の意見を受けた。外部の有識者から受けた意見に対しては対応状況についてフォローアップを行い、業務運営懇談会で報告するこ</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり外部有識者からの助言の受け入れによる国民目線を取り入れた改善に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>		

					<p>ととしている。 (フォローアップの具体例)</p> <p>意見： FAMIC では高度な技術の基盤の基で業務を実施していることから、検査、分析を行う人材や若い人材の育成が大事である。</p> <p>対応： 職員の業務に関する技術能力の向上等を観点として実施している技術研修については、関係職員で構成する研修企画委員会で審議された計画に基づいて計画的に実施しているところである。</p> <p>平成 26 年度の技術研修は、新たに企画した 6 件を含む計 52 件を計画し、実施した。引き続き計画的な人材育成を実施していくこととする。</p> <p>他 4 件</p>	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費節減に係る取組	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標> ○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組 中項目の評定は、小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。	<p>1 予算 平成23～27年度予算</p> <p>2 収支計画 平成23～27年度収支計画</p> <p>3 資金計画 平成23～27年度資金計画</p>	<p>本事業年度の予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画は、別表1、2及び3に定めるとおりとする。</p> <p>別表1 予算 平成26年度予算</p> <p>別表2 収支計画 平成26年度収支計画</p> <p>別表3 資金計画 平成26年度資金計画</p>	<p><その他の指標> ◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組</p>	<p><主要な業務実績> 財務諸表等を参照のこと。 平成26年度においても予算の執行を適切に行い、平成25年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 法人運営における資金の配分状況		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
法人運営における資金の配分状況	資金の配分状況	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標> ○法人運営における資金の配分状況 中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠> 評価： B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。	—	—	<p><その他の指標> ◇法人運営における資金の配分状況</p>	<p><主要な業務実績> 年度当初及び年度途中において本部及び地域センターの施設人員状況を踏まえた上で当該事業年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき計画的な予算配付・調整を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。 平成26年度における運営費交付金の執行率は100.5%であったが、その理由としては、機器整備、施設設備の修繕等の実施である。 なお、運営費交付金の債務残高は第3期中期目標期間の終了に伴い全額収益化し、国庫納付する。平成24年度以前に交付された運営費交付金の債務残高はない。（表3-2参照）</p>	<p><評価と根拠> 評価： B 根拠：計画のとおり適切に資金を配分しており、目標の水準を満たしている。</p>		

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	短期借入金の限度額 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み	借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標> ○法人の借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み 中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定： — 根拠：実績がないため評価せず <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。	平成23年度～平成27年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	平成26年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	<p><その他の指標> ◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み</p>	<p><主要な業務実績> 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定： — 根拠：実績がないため評価せず</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5-1	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 資産の売却額の国庫返納		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
政府出資である固定資産及び承継資産における不要資産の国庫返納	不要資産の国庫返納	—	適切に実施した	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を以下のとおり国庫へ返納する。 ① 国庫納付の額 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(124,083円)とする。 ② 国庫納付の時期	—	<p><主な定量的指標></p> <p>○資産の売却額の国庫返納 中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p> <p><その他の指標></p> <p>◇政府出資である固定資産及び承継資産における不要資産の国庫返納</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：— 根拠：実績がないため評価せず。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：— 根拠：実績がないため評価せず。</p>	評定	

	平成 23 年度中の可能な限り早い時期とする。 ③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。					
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5-2	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 堺ほ場の国庫返納		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
堺ほ場の廃止及び廃止に伴う不要財産の国庫返納	不要財産の国庫返納	—	適切に実施した	適切に実施した	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	肥料に係る栽培試験業務を「岩槻ほ場」に集約することにより、「堺ほ場」を廃止し、廃止に伴い生じた不要財産を以下のとおり国庫へ返納する。 ① 財産の概要 土地：大阪府堺市田出井町 698-53 (面積：1,348 m ²) 建物：管理舎（昭和60年築） RC-4-1造（59.8 m ² ） ガラス室他2棟	—	<主な定量的指標> ○堺ほ場の国庫返納 中項目の評価は、小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。 <その他の指標> ◇堺ほ場の廃止及び廃止に伴う不要財産の国庫返納	<業務実績> 該当する事案はなかった。 なお、堺ほ場は平成24年度に国庫へ返納済み。 <自己評価> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。	<評価と根拠> 評価：— 根拠：実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。	<評価と根拠> 評価：— 根拠：既に24年度に行ったものであり、新たな計画はないことから評価せず。	評価

	<p>(延べ面積 : 192.05 m²)</p> <p>[注記]</p> <p>土地の面積、建物の延べ床面積については、独立行政法人への移行時に国から出資された面積を記載</p> <p>② 国庫納付の時期 平成 24 年度中とする。</p> <p>③ 国庫納付の方法 現物による納付とする。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
剰余金の分析機器購入経費への充当	剰余金の分析機器購入経費への充当	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標></p> <p>○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果</p> <p>中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： —</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
—	検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。	検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。	<p><その他の指標></p> <p>◇剰余金の分析機器購入経費への充当</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>該当する事案はなかった。</p> <p>なお、利益剰余金(724,170千円)は生じているが、これは、平成26年度末における運営費交付金債務残高の収益化、検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間に発生した繰越積立金(自己収入取得資産の減価償却費に充当したものの残額)及び積立金によるものである。利益剰余金は、27年度目標期間に繰り越す繰越積立金を除いて、第3中期目標期間の終了に伴い国庫納付する。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： —</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-1	その他主務省令で定める業務運営に関する事項 施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
施設及び設備の整備・改修等の実施	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
門司事務所の福岡センターへの移転・統合	門司事務所の福岡センターへの移転・統合	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標> ○施設及び設備に関する計画 中項目の評価は、小項目(◇)別の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評価と根拠> 評価： B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B) = 2点 B: 基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評価	
なし	<p>既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画 施設・設備の内容 検査施設の整備、検査設備の整備その他業務運営上必要な施設・設備の整備及び改</p>	<p>(1) 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 本部(小平)：スクラバー等改修工事、受変電設備改修工事</p>	<p><その他の指標> ◇施設及び設備の整備・改修等の実施</p>	<p><主要な業務実績> (1) 施設・設備の老朽化等に伴い、本部(小平)の農薬検査部スクラバー等改修工事及び受変電設備改修工事を計画的に実施した。</p>	<p><評価と根拠> 評価： B 根拠：計画のとおり施設及び設備の整備・改修等を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	評価	

	<p>修 予定額（単位：百万円） 412 ± δ [注記] δ：老朽化度合等を勘案して、各事業年度増減する施設、設備の整備等に要する経費 財源 施設整備費補助金</p>					
	<p>門司事務所を福岡センターへ移転・統合する場合に必要な福岡センター庁舎の増改築の規模及び内容、そのための経費及びその予算措置等の検討を行う。</p>	<p>—</p>	<p><その他の指標> ◇門司事務所の福岡センターへの移転・統合</p>	<p>(2) 該当する事案はなかった。 なお、福岡センターへの移転、統合は平成25年度に実施済みであるが、旧門司事務所の原状回復工事については平成26年6月に完了した。</p>	<p><評定と根拠> 評定： — 根拠：既に25年度に行ったものであり、新たな計画はないことから評価せず。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2	その他主務省令で定める業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員の人事に関する計画への取組	職員の人事に関する計画への取組	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p><主な定量的指標> ○職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 中項目の評定は、小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）=2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定	
なし	<p>(1) 方針 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化に努めるとともに、適正な人事配置を行う。</p> <p>(2) 人員及び人件費に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数上回らないものとする。 (参考)</p>	<p>(1) 方針 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化に努めるとともに、適正な人事配置を行う。</p> <p>(2) 人員に関する計画 平成26年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初を上回らないものとする。</p> <p>(3) 人材の確保についての計画 農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人</p>	<p><その他の指標> ◇職員の人事に関する計画への取組</p>	<p><主要な業務実績> (1) 方針 本部及び地域センターでの業務状況を踏まえた上で、適正かつ効率的な業務運営を図るため、門司事務所の福岡センターへの統合に伴う管理部門の削減、食品安全に係る業務体制の強化及び農薬検査部業務体制の強化を実施することにより適正な人員配置を行った。また、要員配置が適正かどうか判断するため、役員会等で業務が適正に進捗していることを確認した。</p> <p>(2) 人員に関する計画</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり職員の人事に関する計画への取組を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>		

	<p>期初の常勤職員数 680 人</p> <p>(3) 人材の確保についての計画</p> <p>農林水産省と連携した業務運営を推進するため、業務上密接な関連を有する消費・安全局を中心とした行政部局との円滑な人事交流を行う。</p> <p>また、職員の採用に当たっては、業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品及び農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p>	<p>材を確保するため、次の取組を行う。</p> <p>① 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>② 職員の採用に当たっては、業務の円滑な推進を図るため、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p> <p>③ 採用情報については、人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動により、優秀な人材の確保に努める。</p>		<p>業務の効率化を図り、常勤職員数を 636 人（平成 27 年 1 月 1 日時点）とし、中期目標期間の期初職員相当数である 680 人を下回った。</p> <p>(3) 人材の確保についての計画</p> <p>農林水産省との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>① 農林水産省消費・安全局等と人事交流（転出 34 名、転入 35 名）を実施した。</p> <p>② 国家公務員試験等（農学、化学、事務及び畜産の試験区分）の合格者の中から 16 名を採用し、必要な人材を確保した。</p> <p>③ 採用情報については、本部及び地域センターで職場訪問（22 回）を開催したほか、人事院が行う官庁業務合同説明会等（5 回）への参加、人事院が行う関東地区官庁学生ツアー、東京農業大学（公務員相談会）においてパンフレットの配布、ホームページを活用した広報活動を行い、優秀な人材を確保した。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成26年度自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-3	その他主務省令で定める業務運営に関する事項 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
前期中期目標期間繰越積立金の処分	前期中期目標期間繰越積立金の処分	—	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><主な定量的指標> ○積立金の処分に関する事項 中項目の評定は、小項目(◇)別の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B) = 2点 B: 基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
なし	前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。	前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。	<p><その他の指標> ◇前期中期目標期間繰越積立金の処分</p>	<p><主要な業務実績> 前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用の平成26年度相当額(1円)を取り崩した。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり前期中期目標期間繰越積立金の処分を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

自己評価書付表一覧

第2-2(1) 肥料関係業務③

表2-2-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	157	61	60	67	111	78	534
収去件数	83	49	39	64	84	57	376

第2-2(2) 農薬関係業務①

表2-2-(2)-1 農薬の登録検査

	指示件数 ^(注1)	検査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 ^(注2)	目標期間
基準必要	572	123	123	100%	1年4か月
基準不要	1,664	1,075	1,075	100%	10.5か月

(注1) 平成26年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で検査が継続しているものの合計。

(注2) 対検査完了件数比。

第2-2(3) 飼料及び飼料添加物関係業務④ア

表2-2-(3)-1 地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	134	62	54	49	103	103	505

第2-2(3) 飼料及び飼料添加物関係業務④イ

表2-2-(3)-2 地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
収去件数	165	92	93	73	141	168	732

第2-3 (1) 食品表示の監視業務 ①ア

表2-3-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

品 目	件 数
生鮮食品	790
かぼちゃ	100
さといも	100
たまねぎ	114
ねぎ	100
まつたけ	26
まぐろ	150
あさり	100
しじみ	100
加工食品	954
乾しいたけ	80
ジャム類	15
うどん	50
いりさや落花生	1
牛肉加工品	42
はちみつ	40
あじ加工品	50
さば加工品	100
うなぎ加工品	202
たこ加工品	100
乾燥わかめ	26
塩蔵わかめ	92
こんぶ	45
干のり	111
計	1,744

第2-3(1) 食品表示の監視業務 ①

表2-3-(1)-2 地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
計画件数	1,761	473	613	700	1,405	1,048	6,000
検査件数	1,814	474	611	712	1,417	1,063	6,091

第2-3(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務 ①ア

表2-3-(2)-1 技術上の調査及び変更届出に関する調査件数

	新規	更新	変更	合計
登録認定機関	0	45	274	319
登録外国認定機関	1	9	42	52
合 計	1	54	316	371

第1-1 (8) 業務運営コストの縮減

表1-1-(8)-1 無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の目標と達成状況

目標	達成状況																																													
<p>1. 支出の無駄を削減するための取組</p> <p>(1) 一者応札の縮減に努め、透明性、競争性を確保した契約手続きの実施を図る。</p> <p>(2) 分析機器の新規購入及び更新について、組織的な方針を定め、新規購入及び更新の必要性を厳しく精査する。また、瑕疵担保責任期間終了後の保守契約の実施に当たっては可能な限り、既存の分析機器と一括して契約を行う。</p> <p>(3) 業者による点検、校正及び年間保守の対象となる分析機器の選定に当たってはその必要性を精査することにより、台数の削減を図る。</p> <p>(4) 用紙類の節約を図るため、複写機、プリンターにおける両面印刷・使用済み用紙の裏紙利用の徹底、カラーコピー使用の縮減を図る。</p> <p>(5) 調達において可能な案件については、一括調達の推進を引き続き行う。</p> <p>(6) 出張におけるパック商品・割引制度の利用推進を図る。</p>	<p>透明かつ競争性のある契約手続きを実施するため、ホームページによる契約情報の公表による透明性の確保を図るとともに、公告期間の確保、仕様書の見直し、メールマガジンでの入札情報の配信により、競争性の確保に取り組んだ。</p> <p>その結果、一者応札件数は平成25年度と比べ4件増加したものの一般競争入札等件数における一者応札・応募件数の割合は6.9ポイント減少した。</p> <table border="1" data-bbox="632 488 1434 692"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一者応札・応募件数</td> <td>48件</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札等件数</td> <td>107件</td> <td>85件</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札等件数における一者応札・応募件数の割合</td> <td>44.9%</td> <td>51.8%</td> </tr> <tr> <td>メールマガジンへの事業者等登録件数</td> <td>198件</td> <td>182件</td> </tr> </tbody> </table> <p>分析機器の購入に当たっては、高額機器選定委員会等を開催し、分析機器整備・管理方針に基づき購入機器の選定を行った。</p> <p>また、平成25年度末に保証期間が終了した分析機器のうち保守契約が必要なものは、平成26年度に年間保守を実施する分析機器と一括して契約した。</p> <p>平成26年度の会計検査院実地検査における分析機器の年間保守契約の合理性についての指摘を踏まえ、年間保守点検の必要性を精査し、平成27年度の年間保守点検の対象となる機器を平成25年度と比較し27台削減した。</p> <p>用紙類の節約を図るための取り組みについて、貼り紙及び電子メールで周知を行ったものの、A4版コピー用紙使用枚数は平成26年度は前年度比0.4ポイント増加した。</p> <table border="1" data-bbox="632 1176 1307 1236"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー用紙使用枚数</td> <td>1,863千枚</td> <td>1,855千枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>複数センター分の一括契約に努め、平成26年度は平成25年度に比べて2件増加した。</p> <table border="1" data-bbox="632 1319 1307 1494"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一括契約件数</td> <td>17件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>【内訳】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器点検保守</td> <td>13件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>薬品類</td> <td>3件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>コピー用紙</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>パック商品・割引制度については、効率的執行を図る観点からもその利用を推奨した結果、利用件数は平成25年度とほぼ同数であった。</p> <table border="1" data-bbox="632 1576 1420 1664"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パック商品利用件数及び割引切符利用件数</td> <td>706件</td> <td>702件</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成25年度	一者応札・応募件数	48件	44件	一般競争入札等件数	107件	85件	一般競争入札等件数における一者応札・応募件数の割合	44.9%	51.8%	メールマガジンへの事業者等登録件数	198件	182件		平成26年度	平成25年度	コピー用紙使用枚数	1,863千枚	1,855千枚		平成26年度	平成25年度	一括契約件数	17件	15件	【内訳】			機器点検保守	13件	12件	薬品類	3件	2件	コピー用紙	1件	1件		平成26年度	平成25年度	パック商品利用件数及び割引切符利用件数	706件	702件
	平成26年度	平成25年度																																												
一者応札・応募件数	48件	44件																																												
一般競争入札等件数	107件	85件																																												
一般競争入札等件数における一者応札・応募件数の割合	44.9%	51.8%																																												
メールマガジンへの事業者等登録件数	198件	182件																																												
	平成26年度	平成25年度																																												
コピー用紙使用枚数	1,863千枚	1,855千枚																																												
	平成26年度	平成25年度																																												
一括契約件数	17件	15件																																												
【内訳】																																														
機器点検保守	13件	12件																																												
薬品類	3件	2件																																												
コピー用紙	1件	1件																																												
	平成26年度	平成25年度																																												
パック商品利用件数及び割引切符利用件数	706件	702件																																												
<p>2. 予算の計画的執行</p> <p>計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。</p>	<p>予算の執行状況については、毎月取りまとめを行い、執行状況を各担当へ報告した。</p> <p>予算の執行状況を踏まえ、不用額が見込まれる経費については、予算の追加配分時に減額調整し実行予算に反映させた。</p>																																													
<p>3. 職員の意識改革を促進するための取組</p>	<p>職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。</p> <p>(1) 複写機等使用時における両面印刷、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止及び節電への取組を啓発する貼り紙の掲示</p> <p>(2) コピー用紙の購入実績及び電気使用実績のグループウエア掲示板への掲示</p> <p>(3) 出張時におけるパック商品、割引切符の活用促進を促すグループウエア掲示板への掲示</p>																																													

第1-1 (5) 契約の点検・見直し①

表1-1-(5)-1 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
官報掲載	取扱業者が1に特定されるため（競争の余地がない）
ガス使用料（小平分室）	
上下水道使用料（小平分室）	
ガス使用料（神戸センター）	
上下水道使用料（神戸センター）	
ガス使用料（福岡センター）	
後納郵便	

第1-2(4) 情報提供業務①

表1-2-(4)-1 部門別相談件数

部 門	相談件数
肥 料	3,378件
農 薬	135件
飼料及び飼料添加物	694件
愛玩動物用飼料	175件
土壌改良資材	49件
食 品	5,647件
計	10,078件

第1-1(3) 自己収入の確保

表1-1-(3)-1 自己収入額（内訳）

項目	平成26年度金額（千円）
検査等手数料収入	17,568（90%）
検定手数料収入	9,522（93%）
講習事業収入	12,113（83%）
その他収入	7,233（105%）
計	46,435（90%）

※（）は平成22年度相当額比、平成22年度額計は51,412千円

第1-1 (4) 保有資産の見直し等①

表1-1-(4)-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農薬検査部（小平） 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	農薬検査部（小平）については、農薬の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。
岩槻ほ場	88%（使用日/365日×100）	肥効試験や連用試験を行うため必要
分析機器等 ・高額機器 ガスクロマトグラフ質量分析装置、リアルタイムPCR等 ・一般機器 ロータリーエバポレーター、電子天秤等	分析機器等の稼働状況調査により把握	分析機器等の稼働状況調査及び分析機器整備・管理方針に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却

第1-1 (4) 保有資産の見直し等②

表1-1-(4)-2 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性
生糸ずる節*検出方法および装置 * 生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。 (H19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績 (H20年)	現在、検査業務での活用実績はないが、ISOにおいて生糸電子検査方法の国際規格が発行されており、当該技術の活用の可能性があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。
被加熱処理動物性組織由来原料検出試薬 (H21年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績 (H17年～H26年)	民間企業への許諾実績もあることから、引き続き維持する必要がある。
プライマー配列 (H20年, H23年, H24年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績 (H15年～H26年)	同上
動物由来DNA検出用プライマー配列 (H27年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績 (H21年～H26年)	同上

第3-2 法人運営における資金の配分状況

表3-2 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由

区分	予算額	決算額	差額	差額の主な理由
業務経費	804,895,000	850,016,450	△45,121,450	機器整備等の増
一般管理費	559,373,000	657,107,017	△97,734,017	修繕費等の増
人件費	5,518,539,000	5,406,797,184	111,741,816	支給延べ人数の減

(円)

調査研究課題一覧

第1-2(3) 調査研究業務

① 肥料の検査等に関する調査研究

ア 農林水産省が策定するクライテリアアプローチを導入するためのガイドラインの検討に資する科学データを得るための調査

課題数	内容
1	肥料中の水溶性けい酸試験法の性能規準調査（平成26年度終了）

イ 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	内容
8	(ア) 高速液体クロマトグラフ質量分析法による肥料中のスルファミン酸 (イ) 誘導結合プラズマ質量分析法による液状汚泥肥料中の重金属等（カドミウム、ニッケル、クロム、鉛及びヒ素） (ウ) 還元気化原子吸光法による液状汚泥肥料中の水銀 (エ) イオンクロマトグラフ法による肥料中の塩素 (オ) 原子吸光法による肥料中のナトリウム (カ) 亜りん酸（塩）を含む固形肥料中のりん酸 (キ) 誘導結合プラズマ発光分光分析法による液状肥料中の水溶性主成分（平成26年度終了） (ク) 高速液体クロマトグラフ法による肥料中の亜硝酸及び硫青酸化物（平成26年度終了）

ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	内容
3	(ア) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にニンジン、ホウレンソウを用いて、データの蓄積を行った。（平成27年度継続） (イ) 肥料分析の精確性の維持に必要な肥料認証標準物質(FAMIC-B-14)を開発し、外部有識者5名からなる調製部会において認証値及び認証書の承認を受けた。（平成26年度終了） (ウ) 現在販売している肥料認証標準物質(FAMIC-A-10, FAMIC-B-10, FAMIC-C-12及びFAMIC-A-13)の長期安定性モニタリング試験を実施した。（平成27年度継続）

② 農薬の検査等に関する調査研究

ア OECDの農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題

課題数	内容
1	クロロフィル遅延発光を利用したウキクサ生長阻害試験の簡易スクリーニング方法の検討については、異なる作用機作を持つ除草剤計13剤を用いて実施した。カワヂシャ幼体を用いた生長阻害試験法の開発については、除草剤プレチラクロールを用いて生長阻害試験を実施し、試験条件の確認を行うとともに、供試生物の室内培養法に関する検討を行った。〔浜松ホトニクス株式会社との共同研究〕（平成27年度継続。水草研究会第36回全国集会、第20回日本環境毒性学会研究発表会において発表。）

イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題

課題数	内容
2	<p>(ア) 実験室内において、ポット栽培での後作物残留試験を一定条件下で実施し、後作物中農薬濃度と土壌から水で抽出される農薬量（乾土当たりとし、水抽出農薬濃度という）との関係を調査した。また、水抽出農薬濃度の予測並びに後作物中農薬濃度の推定の検討を行った。〔国立研究開発法人農業環境技術研究所との共同研究〕（平成27年度継続。共同研究者が13th IUPAC International Congress of Pesticide Chemistry、日本農薬学会第40回大会において発表。）</p> <p>(イ) 土壌中農薬動態予測モデルで土壌中予測濃度（土壌PEC）を算定する手法の改良等を進めるため、(1) 日本の地理・気候条件等を踏まえた標準シナリオの検討、(2) 砂壤土での水収支計算に必要なパラメータの決定、(3) システムバリデーション工程の導入によるモデルの操作性の向上等を図った。また、モデルの操作マニュアルを作成した。〔国立大学法人東京農工大学との共同研究〕（平成26年度終了。共同研究者が13th IUPAC International Congress of Pesticide Chemistry、日本農薬学会第40回大会において発表。）</p>

③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良

課題数	内容
7	<p>(ア) 乾牧草中の2, 4-D及びその関連物質の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立</p> <p>(イ) 飼料用イネ中のエチプロール他5成分の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立</p> <p>(ウ) 飼料用イネ中のオキサジクロメホン他2成分の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立</p> <p>(エ) 稲発酵粗飼料及び籾米中のオキシリニック酸の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立</p> <p>(オ) 穀類、乾牧草、稲わら及び稲発酵粗飼料中の含リンアミノ酸系農薬の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立</p> <p>(カ) 飼料中のジカンバのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の妥当性確認</p> <p>(キ) 飼料中の監視伝染病等7血清型サルモネラのマルチプレックスPCR法による迅速同定法の確立</p>

イ 愛玩動物用飼料等の検査法の開発及び改良

課題数	内容
2	<p>(ア) 愛玩動物用飼料（ドライ及びセミドライ製品）中のプロピレングリコールのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の確立</p> <p>(イ) 愛玩動物用飼料等の検査法収載法のスナック製品等への適用のための妥当性確認（重金属等、添加物）</p>

ウ 抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査

課題数	内容
1	<p>我が国の家畜衛生分野における薬剤耐性モニタリング体制（JVARM）に基づき、農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査として、家畜・鶏の糞便から分離された腸球菌について微量液体希釈法により薬剤感受性試験を行った。（平成27年度継続）</p> <p>なお、調査結果は家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 発行）に掲載する予定である。</p>

④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究を次のとおり実施した。

ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良

課題数	内容
7	<p>(ア) ゴボウの原産国判別マニュアルの判定方法の見直し 元素分析を用いたゴボウの原産地判別マニュアルの見直しを行った。併行精度が上がるよう前処理を変更した。国産77点、外国産45点の元素濃度を測定し、その結果を解析して、特異度99.9%（国産を正しく判別する確率の推定値）、感度64%（外国産を正しく判別する確率の推定値）の判別モデルが得られた。この判別モデルに基づいてマニュアル案を作成し、事前運用試験を行った。（平成26年度終了）</p> <p>(イ) タマネギの原産国判別マニュアルの判定方法の見直し 元素分析を用いたタマネギの原産地判別マニュアルの見直しを行った。信頼性を確認するため、国産試料29点、外国産試料41点を入手し、元素濃度を測定した。既存の判別モデルに当てはめ判別した結果は、国産の97%（28/29）、外国産の90%（37/41）を正しく判別し、国産、外国産ともマニュアル制定当時の判別得点の分布に差があるとはいえなかった。（平成26年度終了）今後、今回測定した結果を加え、判別モデルを再構築する予定。</p> <p>(ウ) 元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析によるサヤエンドウの原産地判別法の検討 サヤエンドウについて元素分析及びストロンチウム安定同位体比（$87\text{Sr}/86\text{Sr}$）分析を用いた原産地判別の可能性を検討した。平成26年度に国産59試料、中国産20試料、タイ産30試料を収集し、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を行った。平成18～19年度に収集し測定した国産42試料、中国産37試料の元素濃度の結果と合わせて、年度や産地の組み合わせを変えて判別モデルを構築したところ、平成26年度に収集した試料での国産と中国産の判別では、特異度99.9%、感度55%の判別モデルが得られた。国産とタイ産については、過去の測定元素と同じ9元素での判別では感度が7%以下となり、判別は困難であると考えられた。ストロンチウム安定同位体比分析による判別については、年度や産地の組み合わせを変えても感度が18%以下となり、単独での判別は困難であると考えられたが、元素分析との組み合わせによる判別に使用できる可能性があると考えられた。（平成27年度継続）</p> <p>(エ) 元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析によるアスパラガスの原産地判別法の検討 アスパラガスについて元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を用いた原産地判別（国産と外国産）の可能性を検討した。国産（105試料）と外国産（113試料）の元素濃度を測定し、そのうち6元素（Co、Ni、Rb、Sr、Na及びCa）の測定結果を使用し、アスパラガス判別モデルを構築したところ、特異度99.9%、感度74%の判別モデルが得られた。ストロンチウム安定同位体比を用いることにより、元素分析のみでは判別が困難であったフィリピン産について、判別精度の向上の可能性が示された。（平成26年度終了）</p> <p>(オ) 水同位体比アナライザーによるしょうが等の原産地判別法の検討〔国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（以下「食総研」という。）との共同研究〕 水同位体比アナライザーを用いて、野菜の水分の水素及び酸素安定同位体比を測定し、この装置を野菜の原産地判別の検討に利用できるかどうかを確認した。しょうがとかぼちゃについて測定した。しょうがについては、判別の可能性が示されたため、判別モデルを構築したところ、国産と中国産の判別において、特異度77%、感度81%の判別モデルが得られた。一方、かぼちゃについては、分析上の問題点が多く、検査に適用するのは困難なことがわかった。（平成26年度終了）</p> <p>(カ) 二重収束型ICP-MS（ELEMENT2）を用いたストロンチウム安定同位体比分析による農産物の産地判別法の検討〔食総研との共同研究〕 二重収束型ICP-MSとこれまでFAMICが検討に用いてきた大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所の保有するマルチコレクター型ICP-MSとのストロンチウム安定同位体比測定の性能を比較するため、同一の試料の測定結果を比較した。 二重収束型ICP-MSの測定精度は、マルチコレクター型ICP-MSに比べて1桁以上劣る精度であったが、想定値の差は全て許容値0.0010以下であった。よって、マルチコレクター型ICP-MSに比べて精度は劣るものの、農産物の産地判別のためのストロンチウム安定同位体比分析に利用できる可能性が示された。（平成26年度終了）</p> <p>(キ) 脂肪酸分析によるマダイの養殖魚判別法の検討</p>

平成25・26年度で天然マダイ50件、養殖マダイ44件（平成26年度分は天然マダイ25件、養殖マダイ22件）の脂肪酸分析を実施し、リノール酸/パルミチン酸組成比を指標とした結果、天然マダイの100%（50/50）、養殖マダイの100%（40/40）を正しく判別することができた。事前運用試験を実施し分析法の確認を行った。（平成26年度終了）今後、マニュアルを作成予定。

イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良

課題数	内容
12	<p>(7) 近赤外分光分析法によるマカロニ類の原料のデュラム小麦とデュラム小麦以外の小麦の判別法の検討 原材料にデュラム小麦のみ使用した旨の表示のあるマカロニ類に普通系小麦（パンコムギ）が混入しているか否かを近赤外分光分析法及びDNA分析により判別可能かどうか検討した。その結果、近赤外分光分析法では海外製造品等で適用範囲外となることが分かった。DNA分析では、普通系小麦の割合に対する相関が見られ判別の可能性が明らかになったことからマニュアル案を作成して事前運用試験を実施したところ、想定どおり判別できた。（平成26年度終了）今後マニュアルを作成予定。</p> <p>(イ) 軽元素安定同位体比分析による小麦加工品（うどん類）の原料小麦の原産地判別法の検討〔食総研との共同研究〕 小麦加工品の原料小麦の原産地判別法を軽元素安定同位体比分析により開発した。その結果、特異度99.95%、感度98%の判別モデルを構築した。事前運用試験を行い、分析法の妥当性を確認した。（平成26年度終了）</p> <p>(ウ) 元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による冷凍ほうれんそうの原料産地判別法の検討 冷凍ほうれんそうについて、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を利用した産地判別の可能性を検討した。国産、中国産の判別において、元素分析では特異度99.97%、感度95%の判別モデルが得られ、ストロンチウム安定同位体比分析では、特異度99.96%、感度88%の判別モデルが得られた。元素分析については、マニュアル案を作成し、事前運用試験を行った。ストロンチウム安定同位体比分析については、手順書案を作成した。（平成26年度終了）</p> <p>(エ) 元素分析によるたけのこ水煮の原料原産地判別法の検討 たけのこ水煮について、元素分析を用いて原料原産地判別法の検討を行った。その結果、国産、中国産の判別において、特異度99.7%、感度11%となったことから、ストロンチウム安定同位体比分析のデータを変数の一つとして加え、再解析を行ったところ、元素分析のみの場合よりも判別結果は向上した（特異度99.6%、感度44%）。しかしながら、ストロンチウム安定同位体比分析のみの場合が最も良好な判別結果となった（特異度99.9%、感度49%）。（平成26年度終了）</p> <p>(オ) 乾しいたけの栽培方法及び原料原産地判別マニュアルの判別方法の見直し 乾しいたけについて、元素分析を用いた栽培方法及び原料原産地判別マニュアルの見直しを行った。既存のマニュアル作成時にはなかった国産菌床乾しいたけ25点を入手し、元素濃度を測定した結果、栽培方法が菌床栽培品と判別されることを確認した。新たに測定した国産原木栽培品12点、中国産原木栽培品8点、中国産菌床栽培品11点を加え解析を行い、栽培方法と原料原産地の判別モデルを作成した。栽培方法については原木栽培品と菌床栽培品において、特異度99.9%、感度97.8%の判別モデルが得られ、原料原産地については国産原木栽培品と中国産原木栽培品において、特異度99.9%、感度64.0%の判別モデルが得られた。これらの判別モデルに基づいてマニュアル案を作成し、事前運用試験を行った。（平成26年度終了）</p> <p>(カ) 水同位体比アナライザーによる果実飲料の原料果汁のストレート及び濃縮還元の判別法の検討〔食総研との共同研究〕 ぶどう果汁及びりんご果汁を対象として、水同位体比アナライザーを用いて水分の酸素安定同位体比を測定し、ストレートと濃縮還元の判別の可能性を検討した。ぶどう果汁について判別の可能性が示唆された。そこで判別基準値を設定して判別したところ、濃縮還元の99%（10/11）、ストレートの100%（29/29）を正しく判別することができた。一方、りんご果汁については、両者の酸素安定同位体比に有意差は認められず、判別が難しいことがわかった。（平成26年度終了）</p> <p>(キ) 軽元素安定同位体比分析によるそば粉の原料原産地判別法の検討〔食総研、一般財団法人日本穀物検定協会、長野県工業技術総合センターとの共同研究〕 そば粉について軽元素安定同位体比分析を用いた原料原産地判別法を検討した。</p>

その結果、玄そばの部位間に差があること及びその影響を前処理により軽減できることを確認した。また、国産34点、外国産26点を測定し、国産－中国産で判別の可能性があることを確認した。しかし、長野県産及びアメリカ産を判別できないことが分かった。(平成27年度継続)

(ク) もち米加工品(もち、和菓子)の原料米へのうるち米混入の判別法の検討

もち米加工品の原料米の表示がもち米のみの製品について、DNA分析により、うるち米の意図的混入を判別する方法を検討した。PCR産物の量を数値化できる全自動電気泳動装置を用いて、PCRにより増幅されたうるち米のDNA量を数値化して客観的に判別する方法を検討した。2種類のもち米にうるち米を段階的に混合した模擬試料(うるち米0～20%)を作成し検討したところ、うるち米の割合が増加するとPCRによるDNA量の増加が数値により確認できた。もち米とうるち米品種の組み合わせを変えた7種類の模擬試料(うるち米の割合は5.0及び10%)を分析したところ、品種の組み合わせの違いにより、うるち米の混合濃度が同一の模擬試料間であっても、数値化されたうるち米のDNA量に違いがあった。この原因は不明である。このことから、検討した手法によるうるち米の意図的な混入の判別は困難と判断した。(平成26年度終了)

(ケ) もちへのとうもろこしでん粉混入の判別法の検討

もち加工品について、DNA分析を用いて使用されたとうもろこしでん粉の混入の検知及び割合推定の検討を行った。5%とうもろこしでん粉を含むもち模擬試料から、とうもろこしでん粉を検知することが可能であった。しかし、もち原料及びとうもろこしでん粉の種類によって、DNA抽出効率が異なることから、とうもろこしでん粉の混入割合を推定することは困難であった。(平成26年度終了)

(コ) 豚肉及び豚肉加工品の原料豚品種判別法の検討

黒豚(バークシャー)とそれ以外の一般的に流通する豚について、農林水産先端技術研究所が開発したDNA分析による方法をより簡便な方法に改変した。バークシャーの100%(29/29)、それ以外の一般的な豚の97%(91/94)を正しく判別することができた。得られた方法について4試験室で事前運用試験を行い、4試験室全てにおいて配付した試料が正しく判別された。(平成26年度終了)今後、DNA分析による豚の品種判別法のマニュアルを作成予定。

(カ) 牛の黒毛和種、ホルスタイン及び交雑種判別マニュアル並びに国産牛肉と外国産牛肉(豪州及び米国)の判別マニュアルの見直し

生鮮品を対象としている牛肉の判別マニュアル「黒毛和種、ホルスタイン及びその交雑種判別マニュアル」(黒毛和種判別)、「国産牛肉と外国産牛肉(豪州及び米国)の判別マニュアル」(産地判別)について、加工品への適用の検討を行った。牛肉加工品及び副原料の分析を行い、加工品へ適用可能なことを確認した。黒毛和種判別マニュアルについては分析法の簡便化についての検討を行った結果、黒毛和種判別の新規6マーカーによる方法は、黒毛和種の99%(111/112)、ホルスタイン種の100%(101/101)、交雑種の90%(93/103)、外国種の28%(11/40)、その他牛種の6%(1/17)を正しく判別することができた。得られた方法は現行の方法と比較して、電気泳動が簡便となり、特異度も向上した。(平成26年度終了)今後、事前運用試験を実施し、マニュアルを作成予定。

(キ) DNAシーケンスマニュアルの見直し(シーケンス可能な種の拡充)

偽装の可能性がある生物種のうち、これまでにFAMICが分析をしていない20種について、既存の方法又は新たに設計したプライマーを用いることにより、シーケンスによる種判別が可能となった。(平成26年度終了)今後、シーケンスが可能となった種及び新たなプライマーについてマニュアルに追記予定。